

後期

郡上市いのち支え合い （自殺対策）行動計画



イラスト：細川貂々

「こころ」と「いのち」みんなで支え合う郡上

平成28年4月

郡 上 市

「こころ」と「いのち」

みんなで支え合う郡上をめざして



近年における自殺者数は、年間3万人を下回るようになりましたが、未だに多くの方が自ら命を絶たれているという現実があり、特に若者の自殺が目立つなど、憂慮すべき社会問題となっています。

郡上市では、年間10数人の方がその貴い命を亡くされています。自殺の原因は、様々な社会的要因が複雑に関係しており、自殺に至るまでに多くの方が、うつ病等の疾患を発症しているとも言われています。これらの社会的問題や心の健康問題等を改善するため、平成22年に、「郡上市自殺予防対策協議会」を設置し、平成27年からは、児童虐待・DV防止、高齢者虐待防止及び障害者虐待防止の制度を横断した「郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会」に再編し、関係機関相互の連携を強化して総合的な対策を進めてきたところです。

「後期郡上市いのち支え合い（自殺対策）行動計画」は、これまでの取り組みをもとに、「第2次郡上市総合計画」との整合性を保ちつつ、市民一人ひとりがつながりを大切にし、支え合い、連携して自殺のない地域づくりを目指すものです。誰もが住み慣れた地域で、安心して元気に暮らし続けられる郡上市づくりを進めるために、本計画に基づく施策の推進に向け、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を賜りました市民の皆様や郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成28年4月

郡上市長 日置敏明

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4
5. 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 郡上市の現状と課題

1. 自殺者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～10
 - (1) 自殺者数・自殺死亡率（人口10万人対）の推移
 - (2) 3年間移動平均自殺者数
 - (3) 男女別年齢調整死亡率（人口10万人対）
 - (4) 男女別自殺者数の状況
 - (5) 男女別の年齢階級別自殺者数の構成割合の推移
 - (6) 男女別死亡月別の自殺者数の推移
2. 各種実態把握調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～17
 - (1) 郡上市健康福祉推進計画実態把握調査結果
 - (2) 講演会・ゲートキーパー研修会等でのアンケート調査結果
3. 自殺対策の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18～19
4. 中間評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～21
 - (1) 数値目標に向けた取り組み
 - (2) 中間目標値の達成状況
 - (3) 後期目標
5. 成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～24
 - (1) 心の健康づくりや自殺予防の普及啓発
 - (2) うつ病ハイリスク者の早期発見・早期治療
 - (3) 自死遺族支援
 - (4) 関係機関の連携強化

第3章 計画の推進

1. 施策の体系	25
2. 基本計画と事業	26～32
(1) 心の健康づくりや自殺予防の普及啓発	
(2) うつ病ハイリスク者の早期発見・早期治療	
(3) 自死遺族支援	
(4) 関係機関の連携強化	
3. ライフステージ別の事業並びに具体的な取り組み	33～36
参考資料	37～51

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、警察庁「自殺統計」によると平成10年以降、14年連続3万人を超える状態が続いていましたが、平成18年に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて総合的な自殺対策に取り組んだ結果、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、以後毎年減少しています。しかし、先進国の中では突出して高い状態が続いており、地域の実情に応じたきめ細かな対策が求められています。

本市では、年間に10人から10数人の自殺者があります。平成22年度に「いのち支え合い推進協議会」を設置し、関係機関との連携のもと自殺対策に取り組んできました。平成24年度には、「郡上市いのち支え合い（自殺対策）行動計画」を作成し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進してきました。

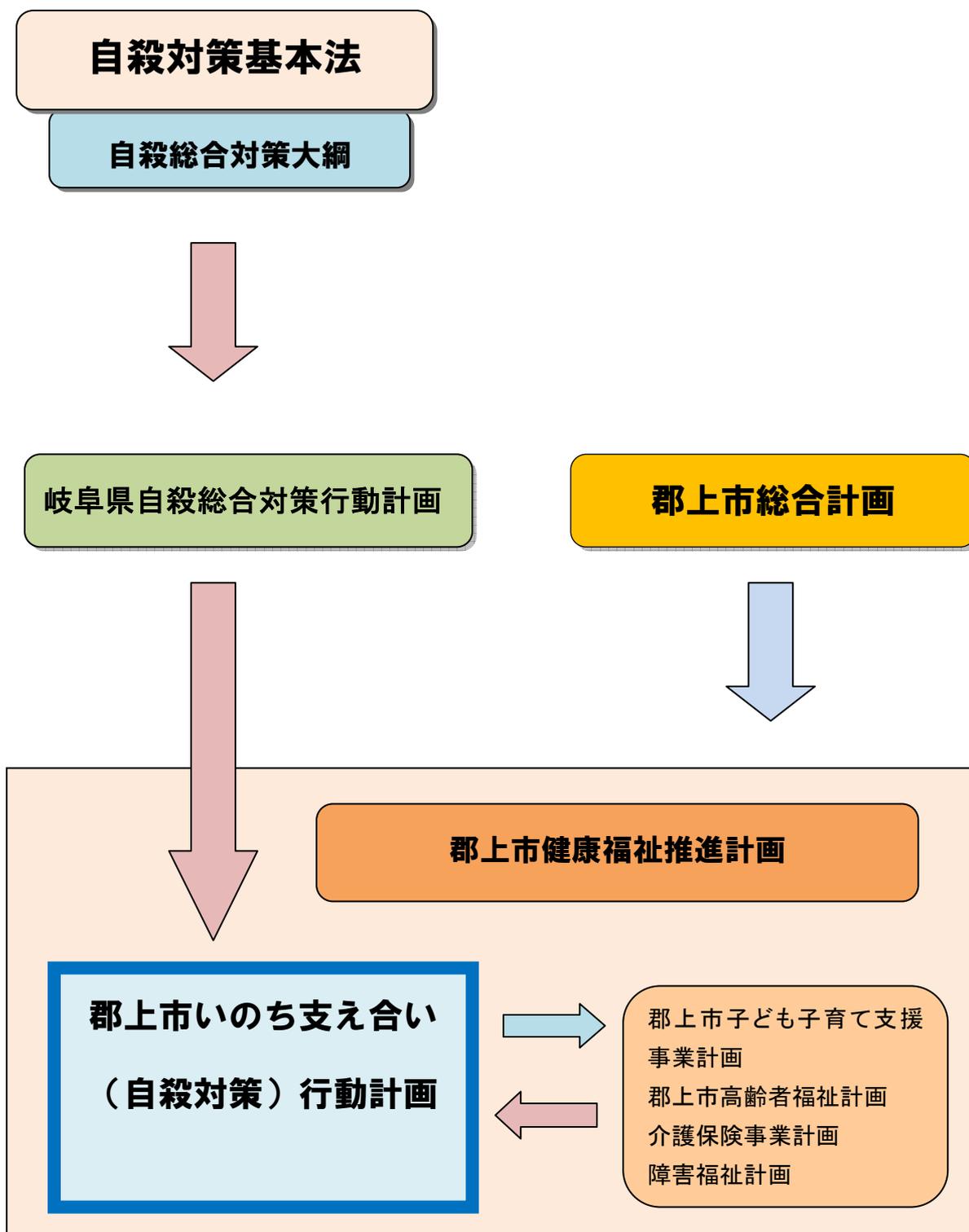
平成22年度実態把握調査から5年目となる平成26年度には、実態調査を実施し目標の達成度の評価、指標及び事業を見直した「後期郡上市いのち支え合い（自殺対策）行動計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

(1) 本計画は、自殺対策基本法第4条（地方公共団体の責務）の規定に基づき、本市の状況に応じた自殺対策の施策を策定するものです。

(2) 本計画は、郡上市における自殺対策を推進していくための総合的な計画で、岐阜県の「岐阜県自殺総合対策行動計画」を踏まえたものです。同時に市の最上位計画である「郡上市総合計画」を基とし、「郡上市健康福祉推進計画」と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。

郡上市いのち支え合い（自殺対策）行動計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度を初年度とし平成 27 年度に見直しを行い、平成 33 年度を目標年度とするものです。

4. 計画の推進体制

(1) 平成 22 年度に設置した「郡上市自殺予防対策協議会」は、平成 26 年 3 月に「郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会（以下「協議会）」に改名し、自殺予防、児童虐待・DV 防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に対し、この委員会を構成する各機関、団体が中心となって、各々の役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 計画の推進にあたっては、関係する機関、団体をはじめ、企業や地域の関係団体、市民各位の協力を仰ぎながら、各種施策の取り組みを推進します。

(3) 協議会において、計画の推進状況等について点検、評価し、その着実な推進を図ります。

(4) 協議会内に関係機関団体の情報交換と自殺予防対策事業の進捗管理を行う「自殺対策実務者会議」、自殺の背景から地域の課題を検討する「自殺対策担当者会議」を置き、関連する個別計画、行動計画との整合性を図ると共に、各事業が円滑に進められるよう調整します。

(5) 必要があると認める場合には計画の見直しを行い、進行管理を行います。

計画の推進体制

郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会

弁護士会	関保健所	中濃福祉事務所	中濃子ども相談センター
岐阜地方法務局 八幡支局	岐阜八幡労働 基準監督署	公共職業安定所 岐阜八幡出張所	郡上警察署
郡上市医師会	郡上市歯科医師会	郡上人権擁護 委員協議会	郡上市商工会
社会福祉法人郡上 市社会福祉協議会	郡上市自治会 連合会	郡上市シニア クラブ連合会	郡上市民生委員 児童委員協議会
郡上ケアマネジャー 連絡会	郡上市保育研究 協議会	郡上市教育委員会	郡上市福祉事務所



5. 計画の数値目標

本市の自殺の原因を警察統計でみると、「健康問題」が41.5%で最も多く、次に「経済・生活問題」が22.1%あります。健康問題は一見個人の問題と思われる要因ですが、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることによって自殺を防ぐことができます。そして、「生活経済問題」が原因となる自殺者は、相談や支援体制の整備、関係者の連携強化という社会的な取り組みにより、限りなくゼロにすることができると考えます。

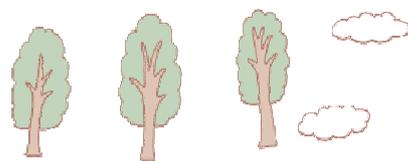
こうした状況を踏まえ、本市では基準値の自殺者数の20%以上減少を目指します。基準値及び目標値は、自殺者数の変動があることから10年間の累計自殺者数とします。基準値は、平成14年から平成23年までの10年間の累計自殺者数で122人とします。20%以上にあたる24人以上の減少を目指し、目標値は、平成24年から平成33年までの累計自殺者数を98人以下にします。(表1)

なお、平成27年度前期終了時に中間見直しを行います。中間見直しでは、平成26年度に郡上市健康福祉推進計画アンケート調査を実施し、自殺予防に対する行動を評価します。評価指標は、「うつ病やその対応の理解」や「相談窓口の認知度」とし、平成22年度に実施した郡上市健康福祉推進計画アンケート調査の実績を基準値とします。平成33年度は自殺者数では基準値の20%の減少、自殺予防に対する行動評価では65歳以上で「心の病気」と答えた割合は20%の増加、「励ます」と答えた割合は20%の減少、各種相談窓口の認知割合は20%の増加を目指すため、中間目標値はそれぞれ10%増加または減少とします。

目標が早期に達成された場合は、必要に応じて見直すものとします。

表1 自殺者数の数値目標

指 標	基 準 値	目 標 値
自殺者数	122人(H14年~23年累計)	98人(H24年~33年累計)



第2章 郡上市の現状と課題

1. 自殺者の状況

(1) 自殺者数・自殺死亡率（人口10万人対）の推移

本市における自殺者数は、5人から16人の間で変動しています。自殺死亡率は、11～35の間で変動し、国や県の自殺死亡率を上回る年もありました。

表1 自殺死亡率、自殺者数の推移

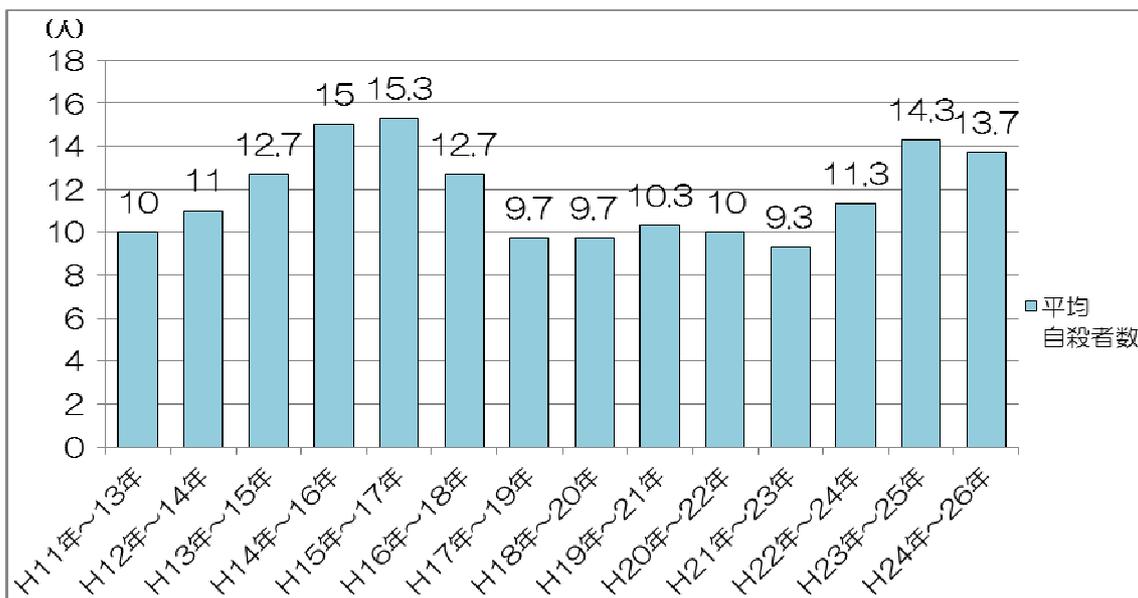
年次	自殺死亡率（人口10万人対）			自殺者数（人）		
	国	県	郡上市	国	県	郡上市
平成11年	25.0	23.4	27.9	31,413	495	14
平成12年	24.1	23.5	28.4	30,251	489	14
平成13年	23.3	21.8	18.3	29,375	460	9
平成14年	23.8	23.0	30.6	29,949	478	15
平成15年	25.5	25.8	30.8	32,109	546	15
平成16年	24.0	24.4	31.0	30,247	517	15
平成17年	23.9	24.9	35.8	30,553	525	17
平成18年	23.7	22.4	14.9	29,921	471	7
平成19年	24.4	22.7	12.9	30,827	473	6
平成20年	23.7	22.2	34.9	30,229	466	16
平成21年	24.1	22.7	19.9	30,707	473	9
平成22年	23.1	20.5	13.5	29,554	426	6
平成23年	22.9	22.2	36.5	28,896	460	16
平成24年	21.0	20.9	34.6	26,433	425	15
平成25年	20.7	18.8	32.7	26,063	385	14
平成26年	19.5	20.3	26.0	24,417	408	11

資料：人口動態統計

(2) 3年間移動平均自殺者数

自殺死亡数が少ないため、平成11年から3年間ごとの移動平均自殺者数で見ると、9人から15人の間で変動し、平成14年から17年と平成23年から26年が多くなっていました。

図1 3年間移動平均自殺者数

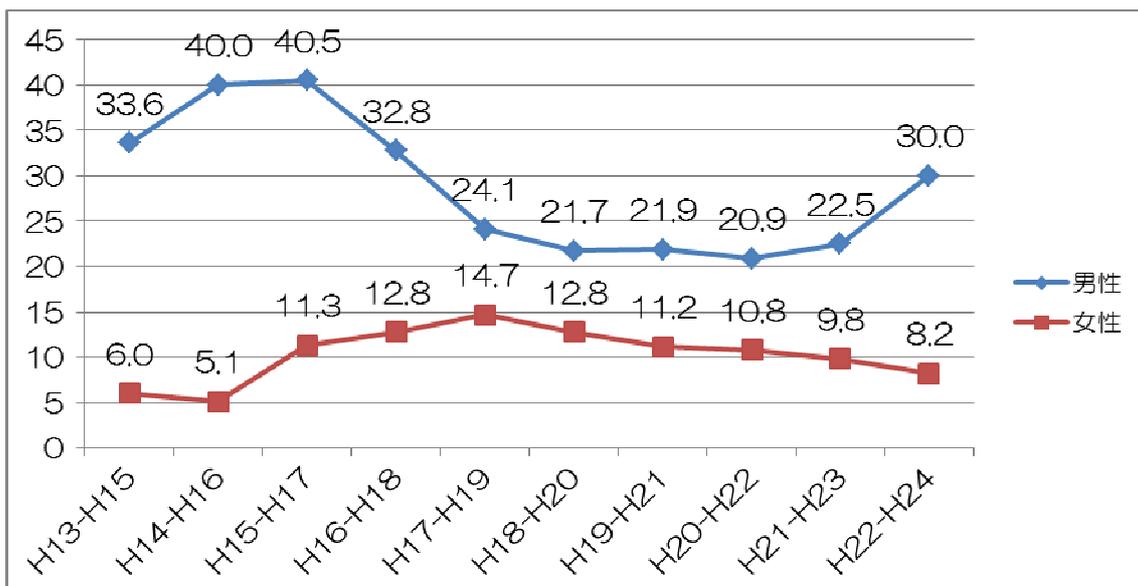


資料：警察庁「自殺統計」

(3) 男女別年齢調整死亡率（人口10万対）

男女別年齢調整死亡率を平成13年から3年移動平均で見ると、男性は平成22年から24年移動平均では、30.0であり、全国の平成22年29.8とほぼ同様でした。女性は、8.2と全国10.9より低くなっていました。

図2 男女別年齢調整死亡率の推移

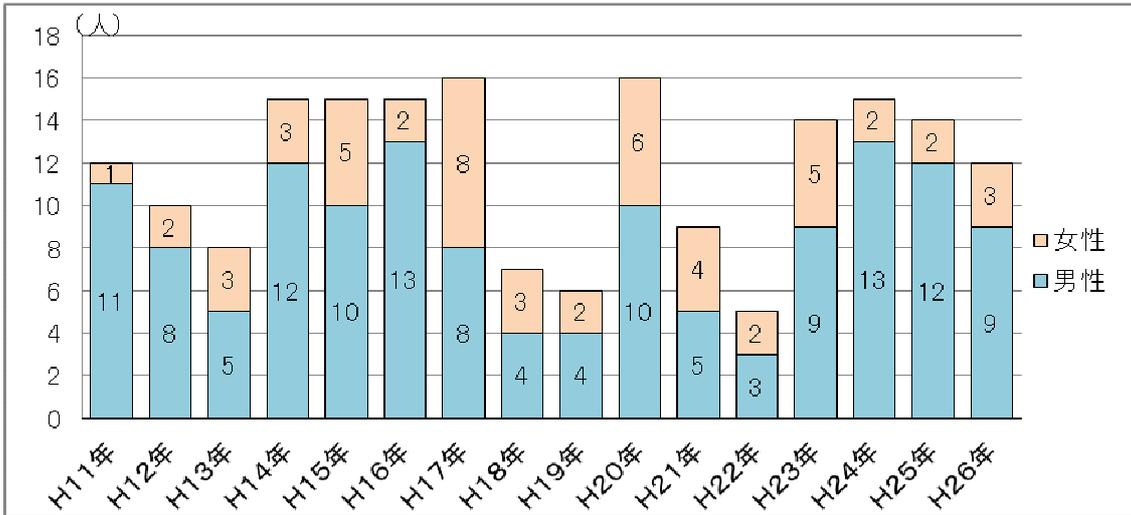


資料：郡上市健康福祉推進計画

(4) 男女別自殺者数の状況

平成11年から平成26年までの16年間の男女別自殺者数の累計は、男性136人、女性53人でした。男女の割合は、男性72.0%女性28.0%で、男性の自殺者数は女性の約2.6倍となっており、国や県と同様の傾向がありました。

図3 男女別自殺者数の推移

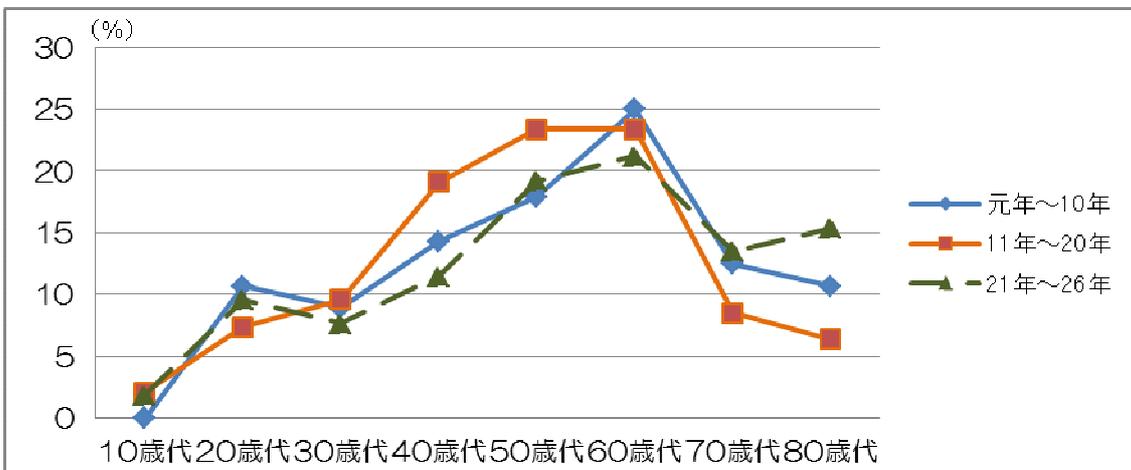


資料：警察庁「自殺統計」

(5) 男女別の年齢階級別自殺者数の構成割合の推移

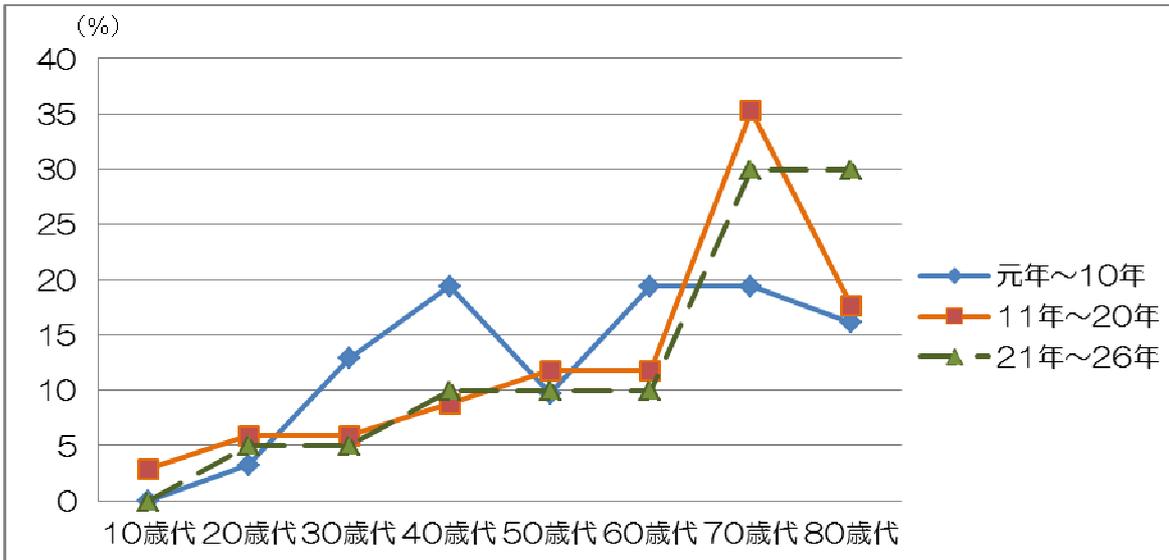
平成元年から10年ごとに年齢階級別自殺者数の構成割合をみると、男性は、平成元年から10年は60歳代の割合が多く、平成11年から20年では、40歳代、50歳代、60歳代が多く、平成21年から26年では80歳代が増加していました。女性では、70歳以上の高齢者が増加していました。

図4-① 10年ごとの年代別自殺者数の構成割合の推移 男性



資料：警察庁「自殺統計」

図4-② 10年ごとの年代別自殺者数の構成割合の推移 女性

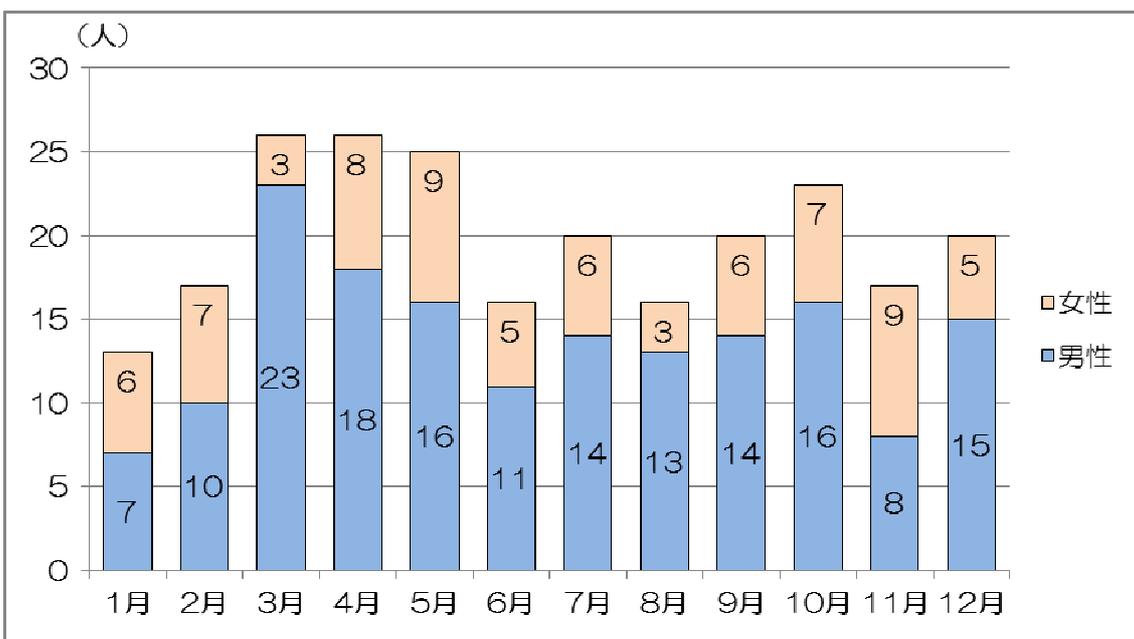


資料：警察庁「自殺統計」

(6) 男女別死亡月別の自殺者の推移

平成元年から25年までの死亡月別自殺者の推移から、男性は「3月・4月」、女性は、「4月・5月・11月」が多く、全体でも「3月・4月」は26人と最も多くなっていました。

図5 男女別死亡月別の自殺者の状況



資料：警察庁「自殺統計」

2. 各種実態把握調査結果

(1) 郡上市健康福祉推進計画実態把握調査結果

平成26年度郡上市健康福祉推進計画アンケート調査で、心の病気に関する調査を実施しました。一般（18歳から64歳）1,048人、高齢者（65歳以上）1,334人から回答がありました。

① うつ病の理解

うつ病を想定した状況を示し、その状態を「身体の病気、心の病気、気のせい、わからない」の選択肢で質問したところ、「心の病気」と答えた人の割合は、64歳以下で高く、高齢者になるほど低くなっていました（図6-①）。「心の病気」と答えた割合は、75歳以上を除き、どの年代でも増加しました（図6-②）。

図6-① 年代別「心の病気」と答えた人の割合

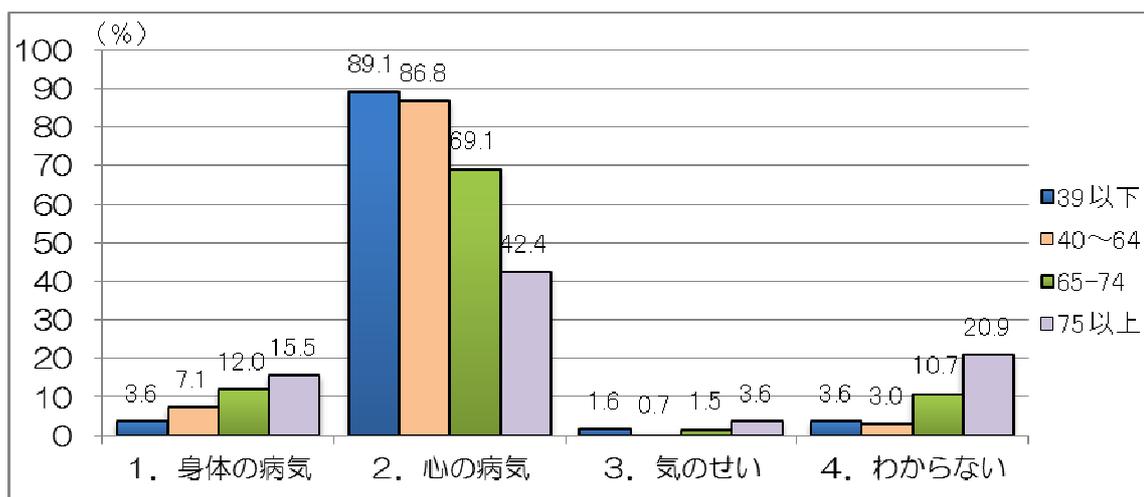
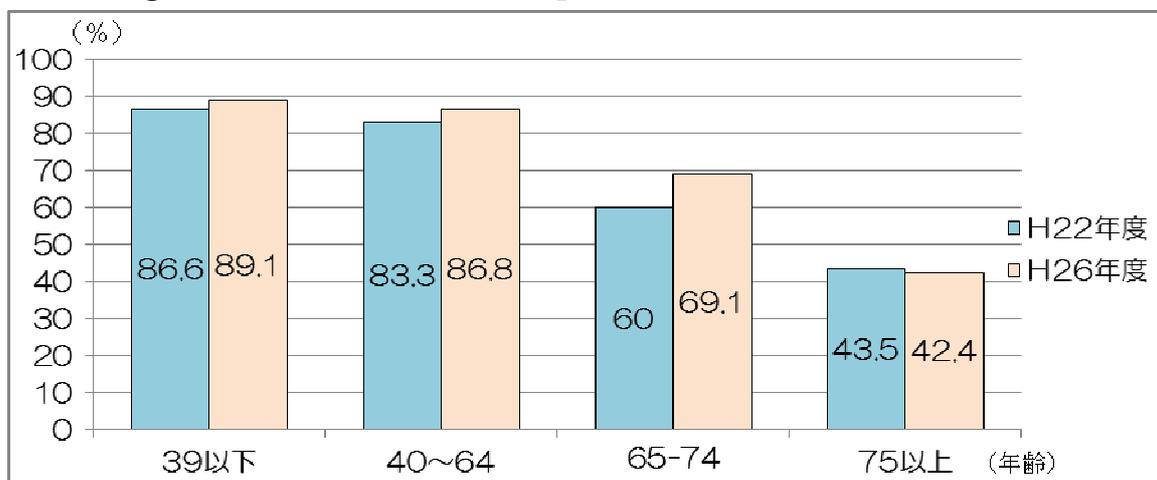


図6-② 年度別年代別「心の病気」と答えた割合の比較



② うつ病対応の理解

うつ病を想定した人への接し方として「本人を励ます」と答えた人の割合は、高齢者ほど高くなっていました。平成 22 年度と比較すると、「本人を励ます」と答えた人の割合は、どの年代も低くなりました。

図 7-① うつ病の方への接し方

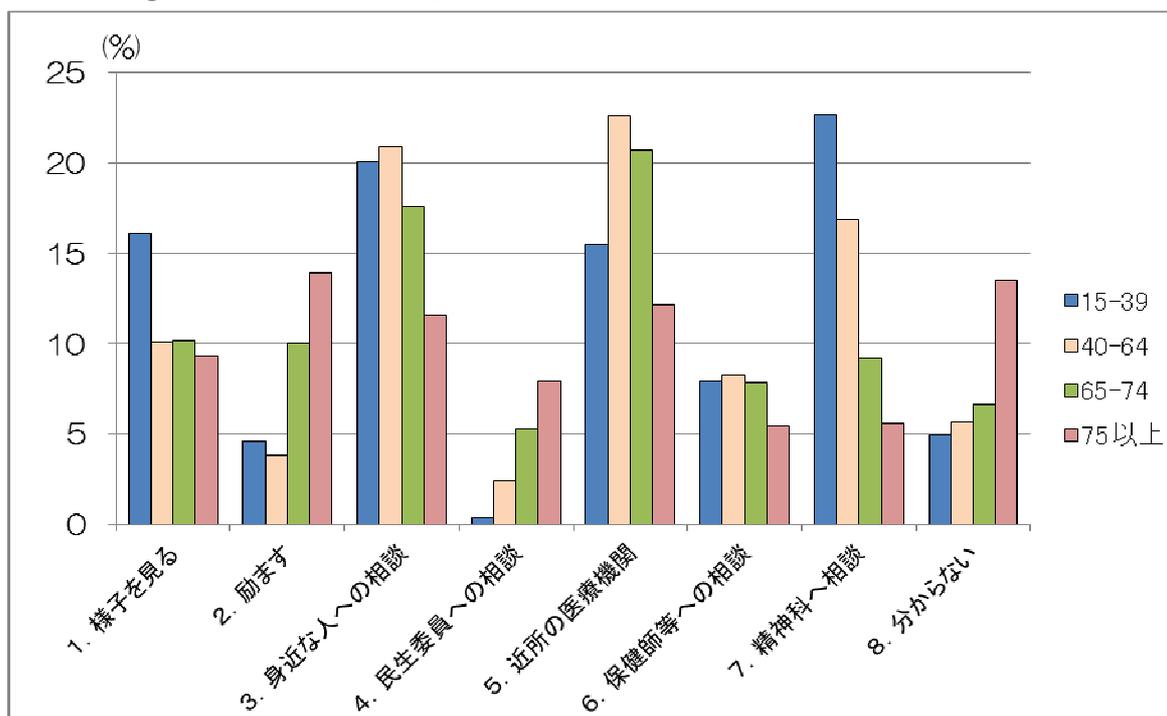
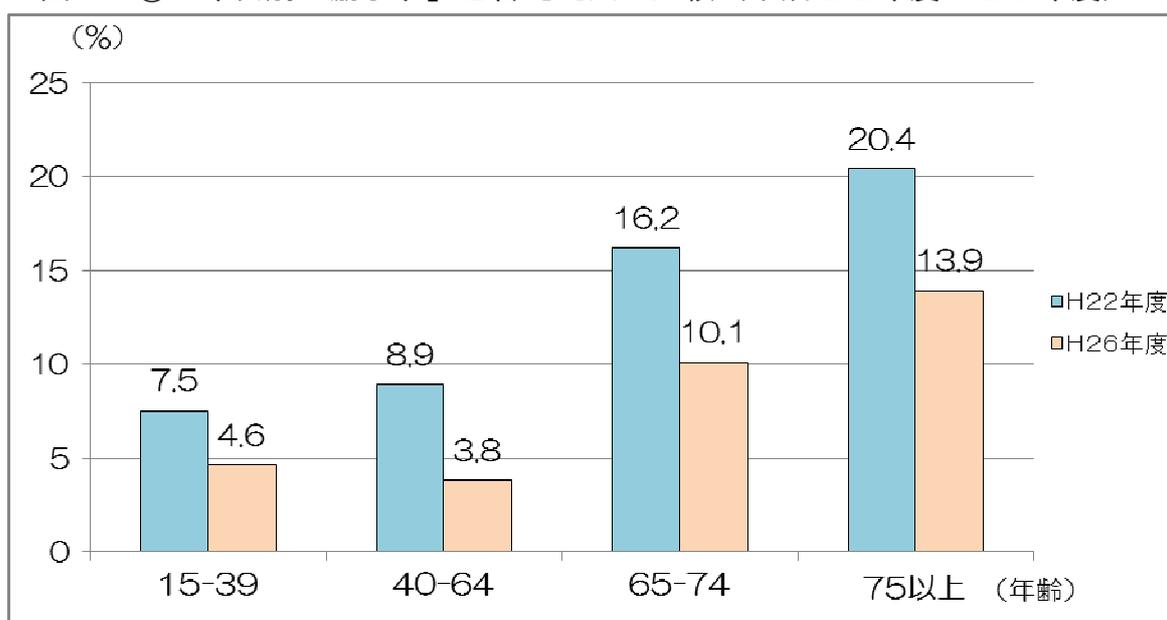


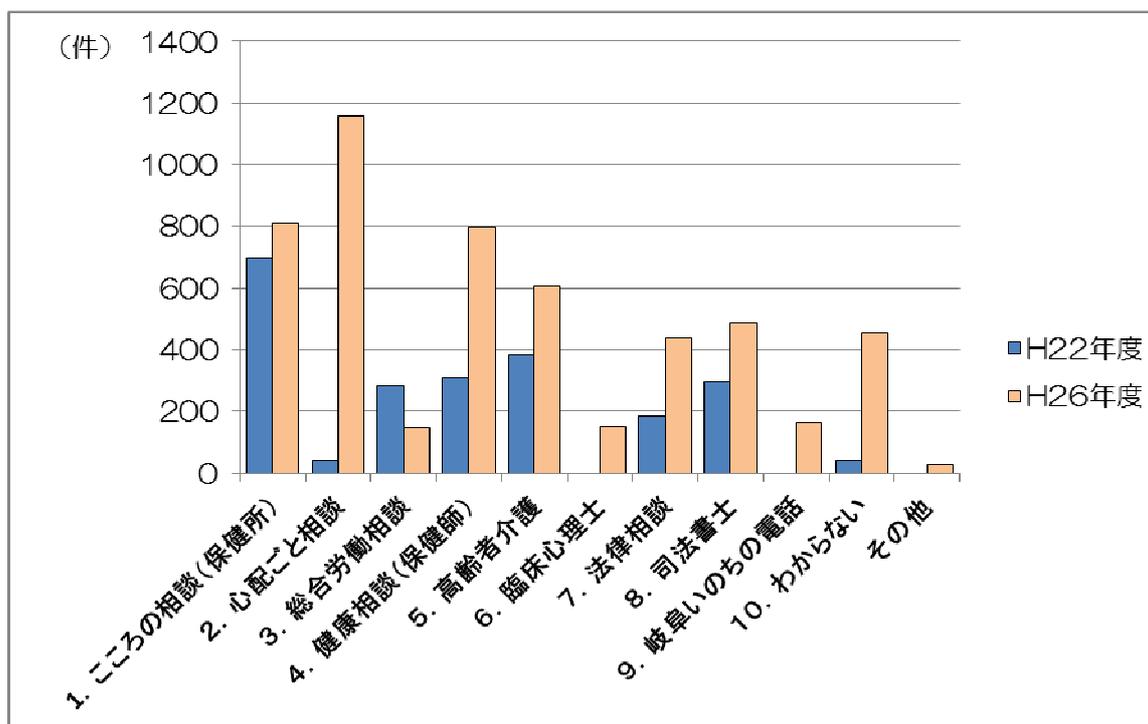
図 7-② 年代別「励ます」と答えた人の比較（平成 22 年度・26 年度）



③ 相談窓口の理解 （複数回答）

「知っている悩みの相談窓口」の問いに、「心配ごと相談」が1,157件と最も多く、「こころの相談（保健所）」809件、「健康相談（保健師）」799件、次に「高齢者介護相談」609件でした。平成22年度との比較では、「知っている相談窓口」件数は増加しており、複数回答も増加しました。いずれかの相談窓口を知っている者は、68.8%ありました。

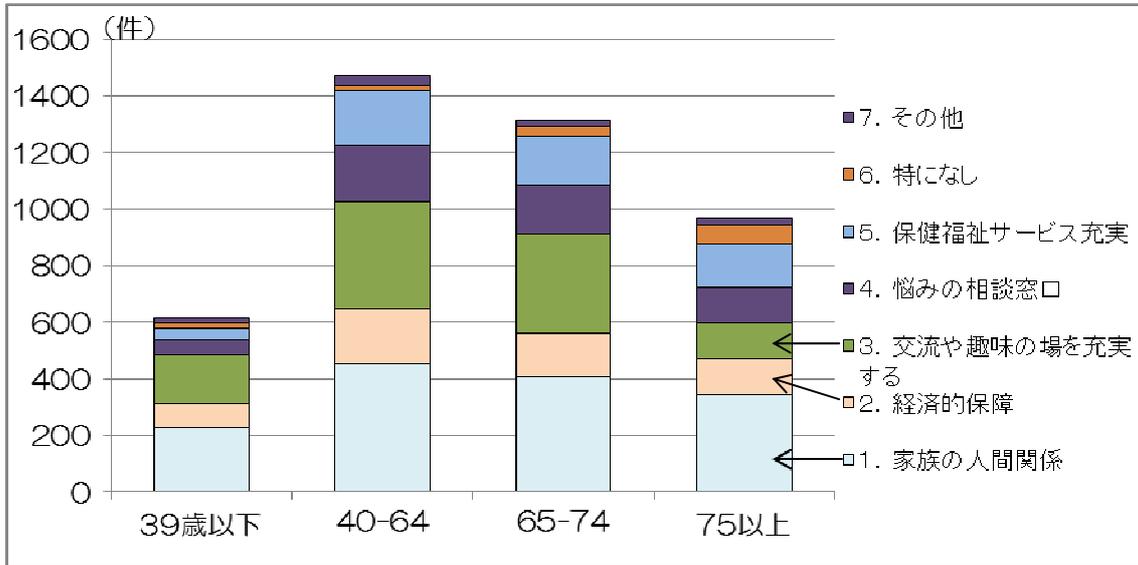
図8 「知っている相談窓口」件数の比較（平成22年度・26年度）



④ 心の病気の予防に必要なこと （複数回答）

「心の病気の予防に必要なこと」では、全ての世代で「家族の人間関係を改善する」が最も多く、次に「交流や趣味の場を充実する」でした。40歳から64歳では、「経済的保障を充実する」が他の世代に比べ、多くなっていました。

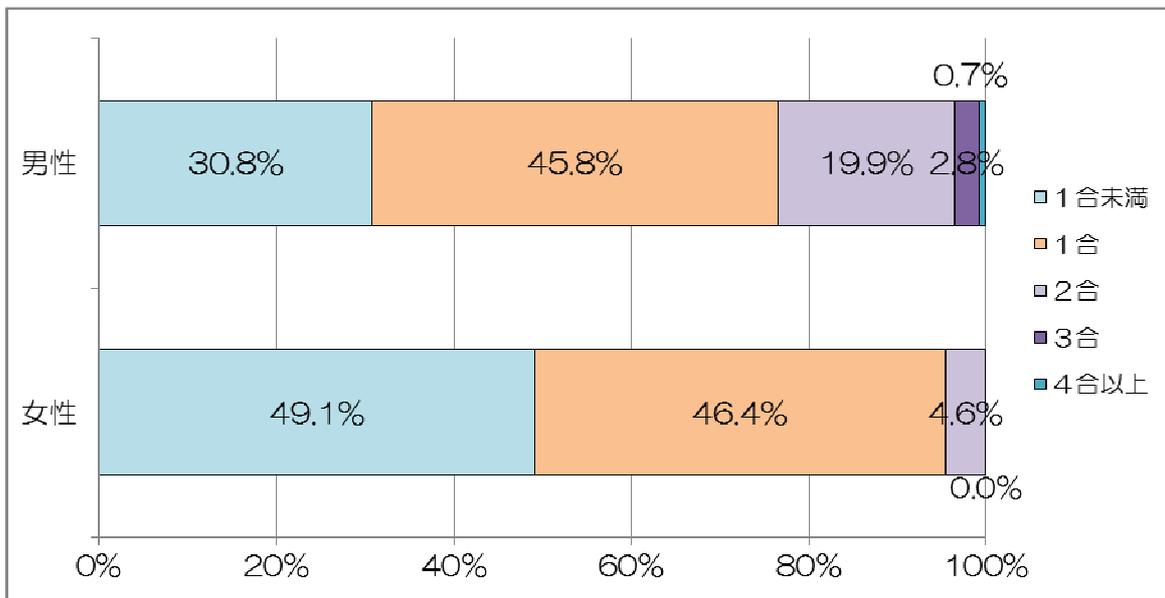
図9 「心の病気の予防に必要なこと」年齢別状況



⑤ 適正飲酒の理解

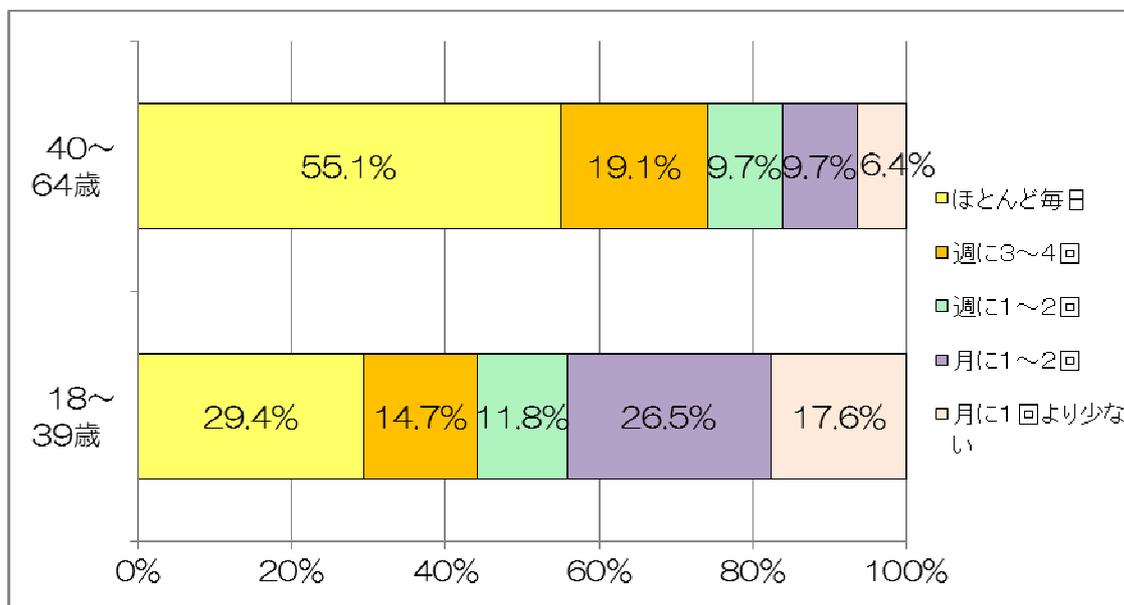
○「1日に飲むお酒の適量は、日本酒で何合くらいだと思いますか」の問いに、男性で「2合以下」と答えた割合は96.5%、女性で「1合以下」と答えた割合は95.5%でした。※適正飲酒とは、男性1日2合以下、女性1日1合以下。

図10 男女別適正飲酒量の理解



○「どのくらいの頻度で飲んでいますか」の問いに、男性の40歳から64歳では、55.1%が「ほとんど毎日飲む」と答えていました。

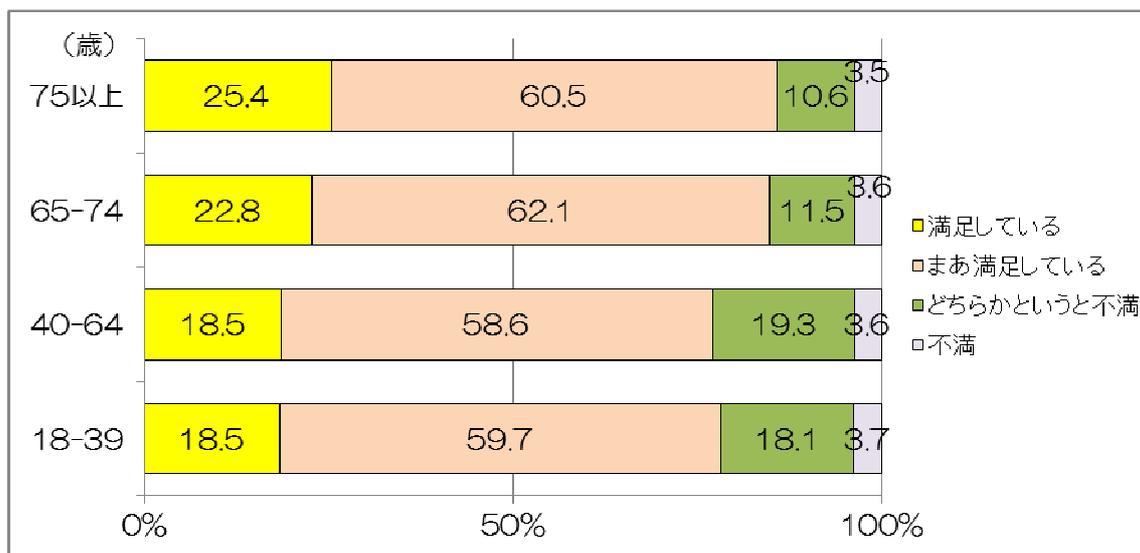
図11 飲酒頻度 男性



⑥ 生活満足度

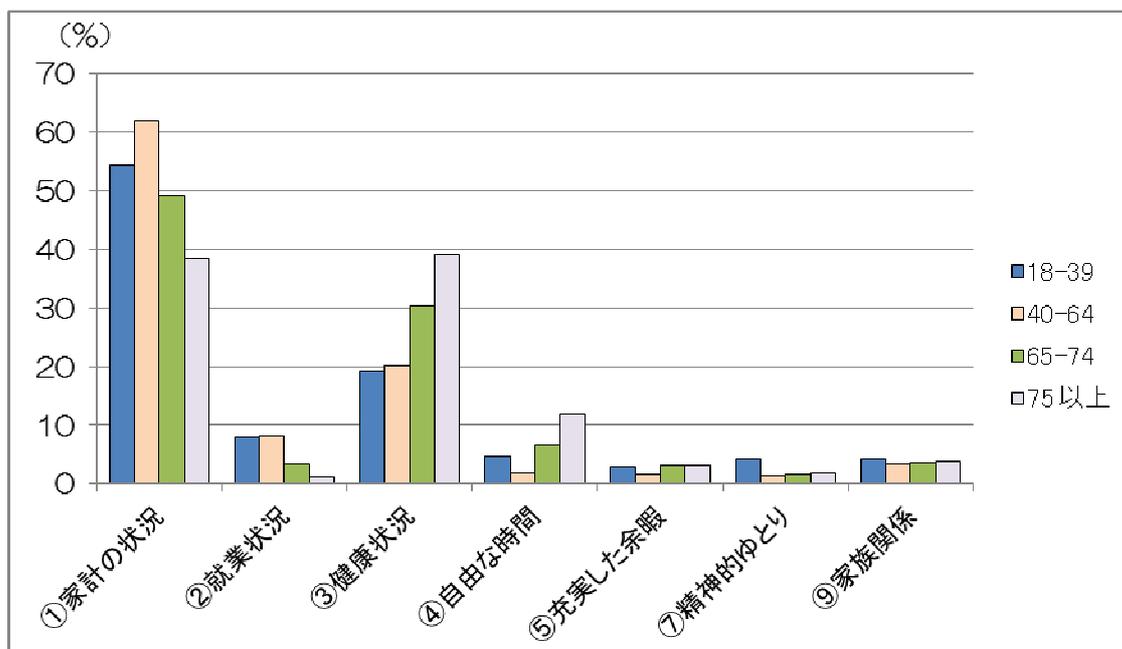
○「あなたは生活全般に満足していますか」の問いに「満足している」、「まあ満足している」と答えた人は64歳以下では約78%、65歳以上では85%以上となり、高齢者ほど満足している割合は高くなっていました。

図12 生活満足度



○「生活における満足度を判断する際に、重視した事項は何ですか」の問いに、「家計の状況（所得・消費）」が最も多く、次いで「健康状況」でした。「家計の状況」は64歳以下が多く、「健康状況」は高齢者ほど多くなっていました。

図 1 3 生活における満足度の判断要因



(2) 講演会・ゲートキーパー研修等でのアンケート調査結果

平成 27 年度「アルコール依存症予防研修会」、「母子成人保健推進員、民生委員児童委員研修会」等への参加者 256 人を対象にアンケートを実施し、188 人 (73.4%) から回答がありました。

① 飲酒が気になる人の状況

「あなたの周りに飲酒が気になる人はいますか」の問いに 22.9%が「いる」と答えていました。困っている内容は、「声のかけ方がわからない。生きる気力がない。飲酒量が減らない。自殺をほのめかす。その他」でした。「対応を特に困っていない」と答えた人も3割ありました。

② アルコール依存症の予防のための市の取り組み（アルコール依存症予防講演会）

「アルコール依存症予防のために市として取り組むと良いことは何だと思えますか」の問いに、①高校生へのアルコール問題への授業の実施 30 件、②お酒の飲み方講座 19 件、③コンビニ・小売店主との連携 17 件、④小学校でのアル

コール問題の授業の実施 16 件、飲みすぎ防止ポスター 9 件等でした。(表 2)

表 2 アルコール依存症の予防のための市として取り組むとよいこと

項 目	件数	項 目	件数
高校生へのアルコール問題への授業の実施	30	小学校でのアルコール問題の授業の実施	16
お酒の飲み方講座	19	アルコール依存症対策月間等キャンペーンの実施	15
コンビニ・小売店主との連携	17	飲みすぎ防止ポスターコンクール	9

③ 研修を受けて自分にできそうなこと

○アルコール依存症予防講演会では、①チームで支援すること 8 件、②話を聞くこと 8 件、③見守りや声かけ 6 件、④孤立を防ぐこと 5 件 でした。

表 3 アルコール依存症予防講演会「研修を受けて自分にできそうなこと」

項 目	件数	項 目	件数
チームで支援すること	8	見守りや声かけ	6
話を聞くこと	8	その他	3
孤立を防ぐこと	5		

○母子成人保健推進員研修・民生委員児童委員対象の「傾聴」研修では、話を聞く（傾聴） 61 件、専門機関につなげる 3 件、その他 4 件でした。

表 4 傾聴研修「研修を受けて自分にできそうなこと」

項 目	件数	項 目	件数
話を聞くこと	61	専門機関につなげること	3
その他	4		

3. 自殺対策の経過

自殺対策事業は、4つの柱（1）心の健康づくりや自殺予防の普及啓発、（2）うつ病ハイリスク者の早期発見と早期治療、（3）自死遺族支援、（4）関係機関の連携強化、をもとに実施してきました。平成23年度から26年度の実施状況は以下の通りです。

表5 心の健康づくりや自殺予防の普及啓発

事業名	内容と実績			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
こころの健康を考える市民講座	自殺予防 7回、526人	笑ヨガ 7回、441人	木と癒し、 7回、190人	音楽療法 1回 34人
高齢者サロンでのうつ病予防		うつ病予防 16回、287人	うつ病予防 32回、453人	
いのち支えるフォーラム	ポスター表彰、講演、コンサート1回 400人			
街頭キャンペーン	1回、300人	2回、600人	2回、600人	1回、200人
「大切な命」ポスターコンクール	小中学生：297作品			小中学生：273作品
広報誌	随時：相談窓口紹介	特集：3月号、随時：相談窓口紹介	特集：3月号、随時：相談窓口紹介	特集：3月号、随時：相談窓口紹介
ケーブルテレビ		自殺対策計画、うつ病予防他	高齢者のうつ病予防紙芝居	うつ病予防
こころの健康づくり啓発グッズ	睡眠障害啓発リーフレット	うつ病予防パネル、各種相談窓口一覧表他	うつ病予防紙芝居作成	
高校卒業生向け相談窓口紹介		市内高校卒業生に対し若者向け相談窓口一覧表、ストレス予防のチラシ、女性相談等チラシを配布した。		

表6 うつ病ハイリスク者の早期発見・早期治療

事業名	内容と実績			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
相談支援員による相談		48回、51人	169回、226人	148回、259人
保健師による相談		113人	95人	114人
いのちの電話フリーダイヤル		相談1回	相談1回	相談1回
ワンストップサービスデイ	2回	2回、12人		
人材育成 母子成人保険推進員			4回、93人	3回、50人

人材育成 民生委員児童委員		7回、144人		2回、40人
人材育成 理容衛生消毒講習会		1回、49人	1回、56人	1回、50人
人材育成 心のケアナース	2回、40人		2回、41人	
人材育成 傾聴ボランティア講座	4回、27人			

表7 自死遺族支援

事業名	内容と実績			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
家族の集い	2回、5人	2回、6人	2回、11人	2回、7人
自死遺族パンフレット作成	作成し警察等へ配布			

表8 関係機関の連携強化

事業名	内容と実績			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
自殺対策協議会、講演会	3回、55人 講演1回40人	2回、42人 講演1回36人	2回、35人 講演1回48人	1回、18人 講演1回36人
自殺対策実務者会議	3回、41人	3回、42人	2回、30人	3回、43人
自殺対策担当者会議	12回	12回	9回	7回

表9 その他

事業名	内容と実績			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
郡上市いのちのち支え合い(自殺対策)行動計画の作成	前期計画作成			後期計画の実態調査
心の病気に関する書籍	心の図書設置			

4. 中間評価結果

(1) 数値目標に向けた取り組み

平成 22 年度郡上市健康福祉推進計画実態把握調査結果より、うつ病やその対応への理解が高齢者ほど低いという結果を踏まえて、シニアクラブや高齢者学級、サロンにおいて、うつ病に関する講話を行ったり、うつ病理解のため「紙芝居」の作成を高齢者のデイサービスセンターに依頼する等、高齢者への普及啓発に力を入れました。また、各種相談窓口を周知するため、「広報郡上」「郡上ケーブルテレビ」等での紹介、各種相談窓口一覧表の配布等を実施しました。

(2) 中間目標値の達成状況

○うつ病やその対応の理解

うつ病を想定した状態の理解では、「心の病気」と答えた人は、65 歳から 74 歳では 9.1 ポイント増え目標を達成しました。75 歳以上は目標に達していません。

うつ病への対応では、「励ます」と答えた人は、65 歳から 74 歳では 6.1 ポイント減少し中間目標値を達成しました。75 歳以上では 6.5 ポイント減少し、中間目標値を達成しました。(表 10)

○各種相談窓口の認知割合

「知っている悩みの相談窓口」は、51 ポイント増加し中間目標を達成しました。

表 10 中間見直し 目標値の達成状況

指 標	基準値 (平成 22 年度)	中間目標値	中間評価 (平成 26 年度)
<u>○うつ病やその対応の理解</u>			
「心の病気」と答えた割合			
65歳～74歳	60.0%	66.0%以上	<u>○69.1%</u>
75歳以上	43.5%	47.0%以上	▲42.4%
「励ます」と答えた割合			
65歳～74歳	16.2%	14.0%以下	<u>○10.1%</u>
75歳以上	20.4%	18.0%以下	<u>◎13.9%</u>
<u>○各種相談窓口の認知割合</u>	17.8%	20.0%以上	<u>◎68.8%</u>

(注)○＝中間目標値達成、◎＝中間目標値を2割以上達成、▲＝中間目標値達成できず

(3) 後期目標

中間評価を基に後期目標値を検討し、当初の後期目標値を達成した 75 歳以上 の「励ます」と答えた割合と「知っている悩みの相談窓口の認知度」については、後期目標をより高い値に変更しました。(表 11)

表 1 1 後期目標値

指 標	中間評価 (平成 26 年度)	後期目標値 (平成 33 年度)
<u>うつ病やその対応の理解</u>		
「心の病気」と答えた割合		
65歳～74歳	○69.1%	72.0%以上
75歳以上	▲42.4%	52.2%以上
「励ます」と答えた割合		
65歳～74歳	○10.1%	9.7%以下
75歳以上	◎13.9%	※13.0%以下
<u>○各種相談窓口の認知割合</u>	◎68.8%	※70.0%以上

(注)○＝中間目標値達成、◎＝中間目標値を2割以上達成、▲＝中間目標値達成できず、
※＝後期目標値の変更

5. 成果と課題

(1) 心の健康づくりや自殺予防の普及啓発

心の健康づくりや自殺予防について、幅広い年齢層に普及啓発するため、地域に密着した「広報郡上」や「郡上ケーブルテレビ」において、うつ病や自殺予防に関する特集を行い、とくに自殺者の多い3月の自殺対策強化月間等には、街頭キャンペーンを実施しました。また、「こころの健康を考える市民講座」を開催したり、小中学生の子どもたちに向けては、「大切な命」のポスターコンクールを行いました。

日本の若い世代の自殺は深刻な状況であり、平成26年において39歳以下の若年者の自殺者は、全自殺者の26.1%を占めました。本市では、平成11年から26年までの16年間に35人の若年者の自殺があり、これは全自殺者の17.5%で、全国に比べ、低くなっています。若年者の自殺を防ぐために、今後も乳幼児期や周産期からの取り組みを進めていきます。小学校・中学校においては、「命のカリキュラム」に基づき、「かけがえのない命」「支え合う命」「輝く命」の視点から、児童生徒が命を大切に、支え合って生きること、自分を生かしてよりよく生きることを学んでいます。また、虐待や養育に関する場合は、児童家庭課が中心となって関係機関と連携し早急に対応しています。

また、高齢化が進行するなかで、高齢者の自殺予防はますます重要な課題のひとつです。したがって、関係機関・関係者間で情報を共有し、様々な方面からの支援が必要となります。また、高齢になるほど、生活満足度を判断する際に、健康状況を重視することからも(図13)自殺予防を考える上で、健康への取り組みも鍵になるといえます。

(2) うつ病ハイリスク者の早期発見・早期治療

年代別自殺者数では、40歳代、50歳代、60歳代男性の自殺者が最も多くなっています。(図4-①)そのため、特定健診においてうつ傾向の把握や、商工会の窓口にチラシ「事業者・労働者のための相談窓口」を置き、うつ病の早期発見を進めてきました。

また、相談事業の充実を図るため、平成23年度から臨床心理士による心の相談を開設し、平成26年度は259件の相談がありました。平成27年度は、生活困窮者の自立支援として「ふくし相談支援センター」、障がい者や家族の総合相談窓口として「生活支援ネット・ぐじょう」を開設しました。

地域で見守りや相談を受けることの多い民生委員児童委員、母子成人保健推進員等には、「傾聴研修会」を実施し、16回327人が受講しました。受講者からは、自分にできそうなこととして「心を傾けて話を聞いていく」等の意見が多く出ました。また、保健所と協働で、理容生活衛生同業組合等を対象とした

「ゲートキーパー研修会」、ケアマネジャーを対象とした「精神保健研修会」を実施しました。今後も、話を聞く姿勢やその後の専門機関へのつなぎや見守りを実践できるように、継続的に研修会を実施していきます。

さらに、新たな取り組みとして、アルコール問題への対策を始めました。アルコールは、自殺や自殺企図の危険性を高めることが、多くの調査・研究で示されています。アンケート調査によれば、飲酒習慣のある人は多く、40歳から64歳男性の55.1%が、「ほとんど毎日飲む」と答えていました。(図11) 男女とも適正飲酒量については、95%以上が正しく理解しており(図10)、今後は、飲酒頻度や飲酒量といった節酒について啓発が必要です。

(3) 自死遺族支援

平成22年度から岐阜県精神保健福祉センター、千の風の会(県精神保健福祉センター内自死遺族の集い)と連携し、「家族の集い」(郡上市自死遺族の会)を開催してきました。自死遺族の中には、「市内の人と話がしたい。」との声がある一方、「市内で集まることに抵抗がある。」との声もあり、保健所単位を開催することを保健所、精神保健福祉センター、関係自治体等と検討しています。

(4) 関係機関の連携強化

平成22年度に「郡上市自殺予防対策協議会」(平成24年2月に「郡上市いのち支え合い推進協議会」に改名)を設置し、関係機関と連携し自殺対策や心の健康づくりに取り組んできました。平成26年度からは、自殺予防や児童虐待・DV防止、高齢者虐待防止協議会を統合し、関係機関と協働して当事者や家族を支援する対策を検討する「郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会」を設置し事業を推進しています。平成27年度からは、障害者虐待防止も含め取り組んでいます。



第3章 計画の推進

1. 施策の体系

本市では、郡上市総合計画において、郡上市の特性を踏まえて、今後のまちづくりに求められている方向性を示す基本理念を『みんなで考え、みんなで作る郡上～ずっと郡上 もっと郡上～』とし、その分野別基本計画の健康・福祉「支えあい助け合う安心のまち」において、次の体系による4つの基本計画事業を自殺予防対策事業として位置づけています。

健康福祉推進計画においてもライフステージの中で市が取り組む事業として、盛り込まれています。

本計画では、市民一人ひとりがつながりを大切に、支え合い、地域や関係機関が連携して自殺のない地域づくりを進めるため“こころ”と“いのち”みんなで支え合う郡上」を合言葉に基本計画に沿って推進します。ライフステージごとに具体的な自殺対策に取り組みます。

表1

方針	心身ともに健やかな暮らしの実現を目指します	
施策	こころの健康づくりの推進	
主な取り組み	(1)	こころの健康づくりや自殺予防についての普及啓発の実施
	(2)	うつ病のハイリスク者の早期発見と早期治療の推進
	(3)	自死遺族支援
	(4)	関係機関の連携強化

郡上市総合計画より抜粋

2. 基本計画と事業

(1)こころの健康づくりや自殺予防の普及啓発 <一次予防>

(1)－1 普及啓発活動の推進

(1)－2 こころの健康づくり

市民一人ひとりが家族や仲間の変化に気づいて声をかけ、専門家につなぎ、見守る役割を担うため、教育活動や広報活動を普及啓発します。また、「心の健康づくり」に取り組み、うつにならない環境づくりを推進します。

(1)－1 普及啓発活動の推進

注:「新」は平成 23 年度以降の事業

No.	事業内容	担 当	主な協力機関
新 ①	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、街頭キャンペーンを実施します。	健康課	郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会
新 ②	広報誌やホームページ、ケーブルテレビを活用し、こころの健康づくりやうつ病予防についての普及啓発を実施します	健康課	郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会
新 ③	小中学生を対象とした「大切な命」ポスターコンクールを実施し、命の大切さを普及啓発します。	健康課	学校教育課
新 ④	うつ病の理解と対応や各種相談窓口について、シニアクラブや高齢者学級、サロンや福祉委員研修会等で普及啓発します。	高齢福祉課 社会福祉協議会 健康課	
⑤	メンタルヘルス対策に取り組む事業所を増やすために、岐阜産業保健総合支援センターの紹介や、メンタルヘルス講習会の実施、事業所からの個別相談に対応します。	岐阜労働基準監督署	郡上市商工会
新 ⑥	商工会会報にメンタルヘルス記事を掲載します。	郡上市商工会	
新 ⑦	高校卒業生に対し、相談窓口一覧表、心の健康づくりのパンフレットを配布し困りごとの相談窓口の普及を図ります。	健康課	市内高等学校

(1)ー2 こころの健康づくり

注:「新」は平成 23 年度以降の事業

No.	事業内容	担 当	主な協力機関
①	不安定になりがちな妊娠中からの支援を連携して進めます。	健康課 児童家庭課 郡上市民病院	
②	まめっこくらぶや乳幼児家庭教育学級により、子育てについて学んだり、仲間づくりの場をつくります。	児童家庭課 社会教育課 健康課	
③	親子のふれあいや、絆を深める活動を進めます。	社会教育課 児童家庭課	公民館 児童館
④	赤ちゃんふれあい体験により、いのちの大切さの理解や、自分自身、友達や家族の心身を大切にすることを学ぶ場をつくります。	児童家庭課 社会教育課 健康課	
新 ⑤	命の大切さや支え合って生きること、自分を生かしてよりよく生きingことを学ぶための授業や、命の教育週間を設定します。また、教職員が自殺予防について学ぶ機会をつくります。	学校教育課	小学校・中学校
新 ⑥	こころの健康や自殺予防をテーマとした「こころの健康を考える市民講座」を開催します。	健康課	郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会
⑦	まなびネット郡上等を開催し、趣味の充実や仲間づくりの場をつくります。	社会教育課	
⑧	地域の人とのつながりを推進するためサロンを普及します。	社会福祉協議会	



(2) うつ病ハイリスク者の早期発見と早期治療<二次予防>

(2)-1 早期対応の役割を果たすゲートキーパーの養成

(2)-2 うつ病のハイリスク者の早期発見(健診時うつ傾向チェックの実施)

(2)-3 相談窓口の充実

地域リーダーや関係者の研修を実施し、自殺予防や心の健康づくりの担い手を育成します。支援の必要な人を早期発見し、適切な専門機関へつなぎます。また、関係機関と連携し、相談事業の充実を図ります。

(2)-1 早期対応の役割を果たすゲートキーパーの養成

注:「新」は平成 23 年度以降の事業

No.	事業内容	担 当	主な協力機関
新 ①	地域リーダーを対象としたゲートキーパーを育成します。	健康課 社会福祉課 高齢福祉課 関保健所	民生委員児童委員 母子成人保健推進員 岐阜県理容生活衛生 同業組合郡上支部
②	傾聴ボランティア育成講座を実施します。	社会福祉協議会	郡上傾聴の会
③	市窓口担当職員研修を実施し、自殺対策の理解を深め、常に窓口対応業務での自殺予防の視点を取り入れます。	人事課 健康課	

(2)-2 うつ病のハイリスク者の早期発見

注:「新」は平成 23 年度以降の事業

No.	事業内容	担 当	主な協力機関
①	特定健診等でうつ傾向を把握し、支援の必要な人を相談事業や適切な関係機関へつなぎます。	健康課	郡上市いのち支え 合い虐待防止推進 協議会
②	各種相談事業等でうつ傾向を把握し、支援の必要な人を相談事業や適切な関係機関等へつなぎます。	健康課 社会福祉協議会	郡上市いのち支え 合い虐待防止推進 協議会
③	教育委員会や高等学校との連携を図り、不登校者や中退者等を必要に応じて、相談事業につなげます。	市内高等学校 健康課 児童家庭課	郡上市いのち支え 合い虐待防止推進 協議会
④	関係機関で自殺未遂者の情報共有をし、支援の必要な人を適切な関係機関等へつなぎます。	健康課 消防本部	

⑤	閉じこもりがちな高齢者や支援の必要な高齢者への地域での声かけや見守りを行います。	シニアクラブ 自治会 民生委員児童委員 福祉委員	社会福祉協議会 高齢福祉課
⑥	介護者のストレスや孤立を防ぐため、支援の必要な介護者の発見と支援を進めます。	高齢福祉課 ケアマネ連絡会 健康課	
新 ⑦	うつ病等、自殺予防に関わる地域の医療等の支援体制の強化を図ります。	関保健所 健康課 社会福祉課 高齢福祉課	郡上市医師会 慈恵中央病院 郡上市民病院
新 ⑧	3月の自殺対策強化月間等で、相談窓口一覧表等を青色申告会場におき、必要に応じて、商工会の相談員が相談窓口を紹介します。	郡上市商工会	健康課

(2)－3 相談窓口の充実

注:「新」は平成23年度以降の事業

No.	事業内容	担当	主な協力機関
①	保健師が電話や面接による相談に応じます。	健康課	
新 ②	相談支援員として、臨床心理士等のこころの専門家による相談を実施します。	健康課	
③	精神科医や保健師による「精神保健相談」を開催します。	関保健所	健康課
④	精神保健福祉士、看護師などによる医療・生活相談について24時間対応します。	地域生活支援センターすいせい	
⑤	子育て支援相談を充実させます。	児童家庭課 健康課	
⑥	各学校や教育機関において、教育相談の充実を図ります。	学校教育課 岐阜県教育委員会	小学校・中学校
⑦	労働問題(いじめ、ハラスメント、過重労働等)に関する相談に応じます。	岐阜八幡労働基準監督署	
⑧	多重債務や消費生活の問題に関する相談に応じます。	郡上警察署 県弁護士会 県司法書士会 社会福祉協議会	

⑨	高齢者に関する相談に応じます。	郡上市地域包括支援センター	高齢福祉課
⑩	日常生活の心配事や困っていることの相談に応じます。	社会福祉協議会	
新 ⑪	ふくし相談支援センターによる相談者の福祉課題に対応します。	社会福祉協議会	社会福祉課
⑫	生活支援困窮者自立支援制度の施行により出張相談で就労支援を実施するとともに関係機関と連携しと相談者の様々な問題について支援します。	ハローワーク	社会福祉課
新 ⑬	障がい者や家族の様々な相談に応じます。	NPO 法人生活支援ネットぐじょう	社会福祉課
新 ⑭	弁護士と臨床心理士による「法律とこころの健康のための相談会」を開催します。	関保健所	健康課 社会福祉課
新 ⑮	フリーダイヤル電話を開設し、岐阜いのちの電話相談へつなげます。	健康課	岐阜いのちの電話
⑯	岐阜県若者サポートステーション等と連携し、ニートや就労・進路で悩む若者を支援します。	若者サポートステーション 健康課 社会福祉課	ハローワーク
新 ⑰	地域ごと多職種が連携し高齢者の情報交換や支援内容を検討します。	高齢福祉課 社会福祉協議会	健康課 医療機関等
新 ⑱	複数の問題を抱えた人のために、総合的な相談事業のあり方について検討します。	健康課 高齢福祉課 児童家庭課 社会福祉課	郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会

(3) 自死遺族支援<三次予防>

(3) - 1 自死遺族支援

自死遺族へ相談窓口を提供します。また、自死遺族の集う場所として「家族の集い」を開催します。自死遺族支援の情報は、広報誌、ケーブルテレビ、ホームページに掲載し利用しやすくします。

(3) - 1 自死遺族支援

No.	事業内容	担 当	主な協力機関
①	自死遺族向けのパンフレットを作成配布し、相談しやすい環境をつくれます。	健康課	郡上警察署 郡上市消防本部 関保健所
②	「家族の集い」(自死遺族の会)を開催します。広報誌やケーブルテレビ、ホームページに載せ	健康課	県精神保健福祉センター 千の風の会
③	自死遺族に対する相談体制を充実します。	健康課 高齢福祉課 社会福祉課	
④	自死遺族の実情や思いを伝える機会を作ります。	健康課	関保健所 県精神保健福祉センター 千の風の会



(4) 関係機関の連携強化

(4)－1 関係機関の連携強化

(4)－2 自殺や心の病気に関する実態把握

いのち支え合い虐待防止推進協議会を中心とした関係機関の連携を強化します。市民のこころの健康状態の把握や、自殺者の状況を把握し支援方法について検討します。

(4)－1 関係機関の連携強化

注:「新」は平成 23 年度以降の事業

No.	事業内容	担当	主な協力機関
新 ①	郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会を開催します。	健康課 高齢福祉課 児童家庭課 社会福祉課	いのち支え合い虐待防止推進協議会
②	自殺対策実務者会議を開催します。	健康課	いのち支え合い虐待防止推進協議会
新 ③	自殺対策担当者会議を定期的に開催します。	健康課	関保健所 高齢福祉課 社会福祉課
新 ④	随時、関係者による会議を開催し連携を図り事業を推進します。	健康課	高齢福祉課 児童家庭課 社会福祉課
⑤	「自殺のない社会づくり市区町村会」に参加し、自殺予防について情報交換し市の対策に活かします。	健康課	

(4)－2 自殺や心の病気に関する実態把握

No.	事業内容	担当	主な協力機関
①	人口動態統計や警察資料等から、地域の自殺の実態を把握します。	健康課	関保健所 郡上警察署
②	自殺未遂者や遺族の状況を把握し支援方法について検討します。	健康課 高齢福祉課	関保健所 郡上市消防本部
③	今後の郡上市健康福祉推進計画アンケート調査により精神面の意識調査を実施します。	健康課 社会福祉課	

3 ライフステージ別の事業並びに具体的な取組内容

●乳幼児期（0～6歳）

「基本的信頼感」を育て、安定した心の土台をつくるために、養育者が子育てについて学ぶ場を作ります。また、不安定になりがちな妊娠中からの支援を進めます。

事業名	具体的な取組	担当
妊婦相談	母子手帳の交付と妊娠中の生活等の相談に応じます。	健康課
まめっこらぶ 乳幼児家庭教育学級 ほっとサロン	子育てについて学んだり、仲間作りの場をつくりま す。	児童家庭課 社会教育課 健康課、振興課
乳幼児健康相談	子どもの発達や子育てに関する相談に応じます。	健康課
ワクワクからだ探検	保育園児・保護者対象に命の大切さを学びます。	母子推進員、健康課

●学童・思春期（7～18歳）

命の大切さについて理解したり、自分や友達や家族の心身を大切にすることを学ぶ場をつくりま
す。

事業名	具体的な取組	担当
赤ちゃんふれあい 体験	中学生を対象とした命の大切さを考える学習会と赤 ちゃんや母親とのふれあい体験を実施します。	児童家庭課 健康課 社会教育課
家庭教育学級	親子の触れ合いや、絆を深める活動をすすめます。	社会教育課 公民館
命のカリキュラム 命の教育習慣	「かけがえのない命」「支えあう命」「輝く命」の3つの視 点で、命の大切さや支えあって生きること、自分を生 かしてよりよく生きることを学ぶための授業を行いま す。生命及び人権尊重の意識をさらに高め継続する ために、「命の週間」を設定し取り組みを行います。	学校教育課
人権 SOS ミニレタ ー	電話で相談しにくい子供の気持ちに配慮し、手紙によ る人権相談を行います。	岐阜地方法務局 八幡支局 人権擁護委員会
ケース検討会議	困難ケースに対し、関係機関が集まりケース会議を実 施し、本人家族への支援支援方法を検討します。	児童家庭課 学校教育課 健康課、振興課

●青年期（19～39歳）

職場や子育てサークル等から、支援の必要な人を早期発見し、相談事業につなげます。子育てや職場環境でのストレスとうまく付き合い、仕事と家庭のバランスを保つための支援を進めます。注：◎は平成23年度以降の事業

事業名	具体的な取組	担当
子育て自主サークル支援	遊びや子育てについて学んだり、気楽に相談することを通じて、親が子どもと事前に成長したり、不安が解消できる場として子育て自主サークルを支援します。	児童家庭課 健康課 社会教育課 振興課
労働に関する相談	労働問題（いじめ、ハラスメント、過重労働など）に関する相談に応じます。	岐阜八幡労働基準監督署
健康相談	保健師等が電話や面接による相談に応じます。	健康課
◎心の健康相談	臨床心理士等が面接による相談に応じます。	健康課
精神保健福祉相談	精神科医、保健師が心の相談に応じます。	関保健所、健康課
◎福祉相談	ふくし相談支援センターによる相談者の福祉課題に対応します。	社会福祉協議会

●壮年期（40～64歳）

関係機関と連携し、生活経済問題の解消を支援します。事業所に対して、メンタルヘルス対策を推進します。注：◎は平成23年度以降の事業

事業名	具体的な取組	担当
メンタルヘルス対策の推進	メンタルヘルス対策に取り組む事業所を増やすために、岐阜産業保健総合支援センターの紹介や、メンタルヘルス講習会の実施、事業所からの個別相談に対応します。	岐阜八幡労働基準監督署 郡上市商工会
休養に関する普及啓発	休養の大切さや、休息時間の過ごし方などを啓発します。	健康課
労働に関する相談	労働問題（いじめ、ハラスメント、過重労働など）に関する相談に応じます。	岐阜八幡労働基準監督署
◎心の健康相談	臨床心理士等が面接による相談に応じます。	健康課
精神保健福祉相談	精神科医、保健師が心の相談に応じます。	関保健所、健康課
◎法律と心の相談	弁護士、臨床心理士が、法律や心の相談に応じます。	関保健所 健康課
高齢者相談	高齢者介護に関する相談に応じます。	地域包括支援センター
心配ごと相談	日常生活の困りごとの相談に応じます。	社会福祉協議会
◎福祉相談	ふくし相談支援センターによる相談。	社会福祉協議会

●実年期・高齢期

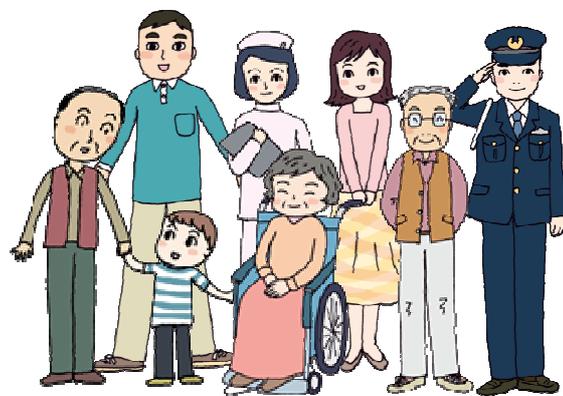
うつ病やその対応について普及啓発を図ります。地域のつながりを深め、高齢者の孤立を防ぎます。

注:◎は平成23年度以降の事業

事業名	具体的な取組	担当
家庭訪問(友愛訪問)	閉じこもりがちの高齢者や支援の必要な高齢者への声掛けや見守りを行います。	シニアクラブ 民生委員児童委員 福祉委員、自治会 社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン活動	高齢者が生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士がつながりを深める場をつくります。	社会福祉協議会 民生委員児童委員 福祉委員、自治会 シニアクラブ
◎認知症カフェ (良良カフェ)	認知症者や家族が集う場を提供します。	高齢福祉課、介護保険 事業所、ボランティア
うつ病の理解と対応についての普及啓発	うつ病の理解と対応や相談窓口について、シニアクラブやサロン参加者、ケアマネジャー等介護保険関係者に普及啓発します。	高齢福祉課 健康課 社会教育課
地域イベントへの参加	主催者と連携し、地域イベントへの参加を促進します。	自治会、公民館 シニアクラブ、福祉委員 民生委員児童委員
自主うんどう教室	高齢者の運動機能の維持・向上、閉じこもりの予防のために各地域で開催しています。	高齢福祉課 健康課
健康相談・物忘れ相談	健康のこと、物忘れ等について保健師が相談に応じます。	健康課 高齢福祉課
高齢者相談	高齢者介護等の相談に応じます。	地域包括支援センター
心配ごと相談	日常生活の困りごとの相談に応じます。	社会福祉協議会
◎福祉相談	ふくし相談支援センターによる相談者の福祉課題に対応します。	社会福祉協議会
精神保健福祉相談	精神科医、保健師が心の相談に応じます。	関保健所、健康課
介護者への支援	介護保険事業所ごと介護者の相談にのったり情報提供をします。	社会福祉協議会 介護保険事業所
地域ケア会議	各地域で多職種が連携し、高齢者の情報交換や支援内容等を検討します。	高齢福祉課 健康課、振興課 社会福祉協議会 医療機関



参 考 资 料



改正

平成27年 4月 1日告示第105号

郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第 4 条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の 2 第 1 項、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第 4 条、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第 3 条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第 4 条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 9 条の規定に基づき、関係機関及び団体が連携し、包括的に自殺対策、児童・高齢者・障がい者虐待及び配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止対策の推進を図るため、郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 自殺、児童・高齢者・障がい者虐待及びDV被害の把握並びに分析に関すること。
- (2) 自殺、児童・高齢者・障がい者虐待及びDV被害の防止対策に関すること。
- (3) その他自殺、児童・高齢者・障がい者虐待及びDV被害に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

(実務者会議)

第 5 条 協議会の運営に必要な事項を処理するため、人権擁護団体、保健、福祉、医療及び教育関係等係者等で構成する実務者会議を置くことができる。

(秘密の保持)

第 6 条 委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、郡上市非常勤の特別職職員の

報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年郡上市条例第47号）の定めるところによる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（郡上市要保護児童対策地域協議会設置要綱等の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

（1）郡上市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年郡上市告示第24号）

（2）郡上市高齢者虐待防止ネットワーク委員会設置要綱（平成20年郡上市告示第20号）

（3）郡上市いのち支え合い推進協議会設置要綱（平成22年郡上市告示第58号）

附 則（平成27年4月1日告示第105号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

岐阜県弁護士会代表
岐阜県関保健所長
岐阜県中濃振興局中濃事務所福祉課長
岐阜県中濃子ども相談センター長
岐阜地方法務局八幡支局長
岐阜八幡労働基準監督署長
関公共職業安定所岐阜八幡出張所長
郡上警察署長
郡上市医師会長
郡上歯科医師会長
郡上人権擁護委員協議会長
郡上市商工会長
社会福祉法人郡上市社会福祉協議会長
郡上市自治会連合会長
郡上市シニアクラブ連合会長
郡上市民生委員児童委員協議会長
郡上市ケアマネジャー連絡会長
郡上市保育研究協議会長

郡上市教育長
郡上市福祉事務所長
その他市長が必要と認めた者

平成24年度郡上市いのち支え合い自殺対策事業（社会福祉課）

区分	目的と事業名	実施状況
関係機関との連携強化	<p>関係機関が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図る。</p> <p>① 郡上市いのち支えあい推進協議会 ② 自殺対策実務者会議 ③ 自殺対策担当者会議 ④ 庁内課長会議</p>	<p>① <u>第1回23人</u>:郡上市いのち支え合い(自殺対策)行動計画説明、平成23年度実績報告、平成24年度計画等、講演会:36人 <u>第2回19人</u>:平成24年度事業結果、市の課題、講演会</p> <p>② <u>第1回16人</u>:郡上市いのち支え合い(自殺対策)行動計画説明、平成23年度事業結果、平成24年度計画等 <u>第2回14人</u>:街頭キャンペーン、ケーブルテレビ、情報交換 <u>第3回12人</u>:平成24年度事業実績、郡上市の課題について</p> <p>③ <u>12回実施</u>:郡上市いのち支え合い(自殺対策)行動計画説明、自殺及び困難ケースの検討、情報交換</p> <p>④ <u>第1回9人</u>:平成24年度実績、情報交換</p>
普及啓発	<p>心の健康づくりや自殺予防について普及啓発を推進する。</p> <p>① 心の健康を考える市民講座 ② 高齢者サロンでのうつ病予防 ③ 街頭キャンペーン ④ ホームページや広報誌、ケーブルテレビ等での普及啓発 ⑤ うつ病予防の紙芝居の作成</p>	<p>① <u>7回実施:述べ441人</u>。社会教育、公民館、社会福祉協議会との共同事業。各地域で実施。笑ヨガ等</p> <p>② <u>16回実施:述べ287人</u></p> <p>③ <u>街頭キャンペーン:2回600人</u> 自殺予防週間、自殺対策強化月間に実施。大型店舗前。協議会委員。</p> <p>④ <u>広報誌</u>:相談窓口の紹介、自殺対策強化月間での特集記事 <u>ケーブルテレビ</u>:郡上市いのち支え合い(自殺対策)行動計画の紹介、自殺予防週間の紹介。<u>その他</u>:事業者・労働者向け相談窓口一覧表作成と商工会窓口へ配布。高校卒業生対象に相談窓口一覧表を作成し配布。うつ病予防パネル作成。その他</p> <p>⑤ 3冊作成、高齢者サロン等で活用</p>
うつ病ハイリスク者の早期発見と早期治療	<p>① 相談支援員による相談 ② 岐阜いのちの電話フリーダイヤル ③ 特定健診や各種相談でうつ傾向把握と相談 ④ 生活総合支援相談日(ワンストップ相談) ⑤ 人材育成</p>	<p>① <u>面接48回、電話35回</u></p> <p>② <u>総呼数46回、完了15回(内29分1回)</u></p> <p>③ <u>相談</u></p> <p>④ <u>2回実施:12人</u>、ハローワーク、社会福祉課、社会福祉協議会、司法書士会、健康課</p> <p>⑤ <u>民生委員児童委員研修:7回144人</u>。セルフケアについて。<u>ゲートキーパー研修:1回49人</u> 理容生活衛生組合郡上支部、保健所と協働</p>
遺族支援	<p>家族の集い(自死遺族支援)</p>	<p>2回:6人。精神保健福祉センター、千の風の会</p>
その他	<p>郡上市いのち支え合い(自殺対策)行動計画作成</p>	

平成25年度郡上市いのち支え合い自殺対策事業（健康課）

区分	目的と事業名	実施状況
関係機関との連携強化	<p>関係機関が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図る。</p> <p>① 郡上市いのち支えあい推進協議会 ② 自殺対策実務者会議 ③ 自殺対策担当者会議 ④ 庁内課長会議</p>	<p>① 第1回 20人：平成24年度事業報告、平成25年度計画等、講演会：48人 秋田県蜘蛛の糸代表 第2回 15人：平成25年度事業報告、市の課題、医療連携 ② 第1回 15人：平成24年度事業結果、平成25年度計画、各機関の取り組み 第2回 15人：自殺予防の課題、情報交換 ③ 9回実施：自殺及び困難ケースの検討、情報交換 ④ 第1回7人：平成25年度実績、情報交換</p>
普及啓発	<p>心の健康づくりや自殺予防について普及啓発を推進する。</p> <p>① 心の健康を考える市民講座 ② 街頭キャンペーン ③ 高齢者サロンでのうつ病予防 ④ 広報誌等</p>	<p>① <u>7回実施：述べ190人</u> 「木と癒し」木育 ② <u>2回実施：600人</u> 自殺予防週間、自殺対策強化月間に実施。大型店舗前。協議会委員参加 ③ <u>32回実施</u> ④ 広報3月号に特集記事。「事業主・被雇用者向け相談窓口一覧表」商工会窓口に配布。高校卒業生へ「相談窓口一覧表」作成し配布。うつ病予防の紙芝居をディサービスセンターに依頼作成。通所者への利用。</p>
うつ病ハイリスク者の早期発見と早期治療	<p>① 相談支援員による相談 ② 岐阜いのちの電話フリーダイヤル ③ 特定健診や各種相談でうつ傾向把握と相談 ④ ゲートキーパー研修会</p>	<p>① <u>週3日実施 述べ169回 226件</u> ④ 心のケアナース 2回：41人看護協会郡上支部と協働、母子成人保険推進員研修 4回：98人、ゲートキーパー研修会 1回：56人 理容生活衛生組合郡上支部、保健所と協働</p>
遺族支援	<p>家族の集い（自死遺族支援）</p>	<p>2回：11人。精神保健福祉センター、千の風の会</p>

平成26年度郡上市いのち支虐待防止推進事業(健康課)

区分	目的と事業名	実施状況
関係機関と連携強化	<p>関係機関及び団体がネットワークを構築し、総合的・制度横断的に自殺予防、児童虐待・DV防止、高齢者虐待防止を図る。</p> <p>① いのち支え合い虐待防止推進協議会 ② 自殺対策実務者会議 ③ 自殺対策担当者会議 ④ 協議会関係課の会議</p>	<p>① 第1回 18人：郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会について、平成25年度事業報告、平成26年度計画。講演会：36人 ② 第1回 15人：郡上市いのち支え合い虐待防止推進協議会について、平成25年度事業報告、平成26年度計画、キャッチフレーズ、共同事業、第2回 13人：自死遺族支援、ポスターコンクール ③ 8回実施、自殺及び困難ケースの検討、情報交換 ④ 6回、協議会について、共同事業について</p>
普及啓発	<p>心の健康づくりや自殺予防について普及啓発を推進する。</p> <p>① 大切な命ポスターコンクール ② 心の健康を考える市民講座 ③ 街頭キャンペーン ④ 広報誌・ケーブルテレビ</p>	<p>① 小学生・中学生：出展作品 273点、最優秀作品はポスターとして各地域振興事務所、学校、医療機関他にて掲示 ② 1回：34人 音楽療法 ③ 1回：300人 自殺対策強化月間 ④ 広報3月号での自殺予防特集、「事業主・被雇用者向け相談窓口一覧表」商工会窓口に配布。高校卒業生へ「相談窓口一覧表」作成し配布。ケーブルテレビにてポスター全作品放送。</p>
うつ病ハイリスク者の早期発見と早期治療	<p>① 相談支援員による相談 ② 岐阜いのちの電話フリーダイヤル ③ 特定健診や各種相談でうつ傾向把握と相談 ④ ゲートキーパー研修</p>	<p>① 148回、259件 ⑤ 母子成人保健推進員研修：3回 50人、民生委員・児童委員研修：2回 40人、ゲートキーパー研修会 1回：50人 理容生活衛生組合郡上支部、保健所と協働</p>
遺族支援	<p>家族の集い(自死遺族支援)</p>	<p>2回：7人。精神保健福祉センター、千の風の会</p>

自殺に関する参考統計資料

表1 自殺の状況

年齢階級		平成元年～10年			平成11年～20年			平成21年～26年			合計		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
自殺者数合計		87	56	31	128	94	34	72	52	20	287	202	85
自殺者数(人)	10～19	0	0	0	3	2	1	1	1	0	4	3	1
	20～29	7	6	1	9	7	2	6	5	1	22	18	4
	30～39	9	5	4	11	9	2	5	4	1	25	18	7
	40～49	14	8	6	21	18	3	8	6	2	43	32	11
	50～59	13	10	3	26	22	4	12	10	2	51	42	9
	60～69	20	14	6	26	22	4	13	11	2	59	47	12
	70～79	13	7	6	20	8	12	13	7	6	46	22	24
	80以上	11	6	5	12	6	6	14	8	6	37	20	17
自殺者全体に対する割合	10～19	0	0	0	2.3	2.1	2.9	1.4	1.9	0	1.4	1.5	1.2
	20～29	8.0	10.7	3.2	7.0	7.4	5.9	8.3	9.6	5	7.7	8.9	4.7
	30～39	10.3	8.9	12.9	8.6	9.6	5.9	6.9	7.7	5	8.7	8.9	8.2
	40～49	16.1	14.3	19.4	16.4	19.1	8.8	11.1	11.5	10	15.0	15.8	12.9
	50～59	14.9	17.9	9.7	20.3	23.4	11.8	16.7	19.2	10	17.8	20.8	10.6
	60～69	23.0	25	19.4	20.3	23.4	11.8	18.1	21.2	10	20.5	23.3	14.1
	70～79	14.9	12.5	19.4	15.6	8.5	35.3	18.1	13.5	30	16.0	10.9	28.2
	80以上	12.6	10.7	16.1	9.0	6.4	17.6	19.4	15.4	30	12.9	9.9	20.0

資料: 中濃地域の公衆衛生2014

表2 平成 25 年度死因別死亡率

	全国		岐阜県		中濃管内		郡上市	
	率	死因割合	率	死因割合	率	死因割合	率	死因割合
悪性新生物	290.3	28.8	293.8	28.0	309.2	25.9	359.2	24.5
脳血管疾患	94.1	9.3	94.3	9.0	113.8	9.5	144.6	9.9
くも膜下出血	9.9	1.0	11.0	1.0	13.6	1.1	16.3	1.1
脳内出血	26.2	2.6	25.0	2.4	37.5	3.1	56.0	3.8
脳梗塞	55.7	5.5	56.7	5.4	61.4	5.1	70.0	4.8
心疾患	156.5	15.5	170.8	16.3	197.9	16.6	240.3	16.4
急性心筋梗塞	31.8	3.2	36.7	3.5	29.8	2.5	44.3	3.0
その他虚血性	27.7	2.7	17.9	1.7	18.1	1.5	14.0	1.0
肺炎	97.8	9.7	90.2	8.6	125.5	10.5	179.6	12.2
不慮の事故	31.5	3.1	37.2	3.6	45.3	3.8	56.0	3.8
老衰	55.5	5.5	77.5	7.4	80.2	6.7	91.0	6.2
自殺	20.7	2.1	18.8	1.8	23.3	1.9	32.7	2.2
肝疾患	12.7	1.3	10.3	1.0	12.9	1.1	25.7	1.7
腎不全	20.0	2.0	20.2	1.9	23.9	2.0	44.3	3.0
糖尿病	11.0	1.1	8.6	0.8	11.6	1.0	14.0	1.0
結核	1.7	0.2	1.7	0.2	4.5	0.4	9.3	0.6

資料: 中濃地域の公衆衛生2014

表 3 - 1 郡上市の自殺者の原因・動機 平成 16 年～26 年

家庭問題	健康問題	経済生活	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
11.1%	37.3%	14.3%	6.3%	0.8%	1.6%	5.6%	23.0%

表 3 - 2 全国の自殺者の原因・動機 平成 26 年

家庭問題	健康問題	経済生活	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
11.4%	40.5%	13.0%	7.0%	2.7%	1.2%	4.2%	20.0%

表 4 - 1 郡上市の職業別自殺者の割合 平成 21 年～26 年

自営業・家族従業者	被雇用者・勤め人	無職	不明
6.2	24.6	47.7	21.5

表 4 - 1 全国の職業別自殺者の割合 平成 26 年

自営業・家族従業者	被雇用者・勤め人	無職	不明
7.2	28.2	63.1	1.5

表 5 死因別自殺者数 (平成元年～25 年)

ガス中毒	縊首	溺死	飛び降り	その他
9.1%	79.8%	4.7%	3.6%	2.8%

表 6 死亡場所別自殺者数 (平成元年～25 年)

自宅	病院	福祉施設	その他
38.4%	21.6%	1.2%	38.8%

年齢調整死亡率

年齢が著しく異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率などについて、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いる。これを標準化死亡率という場合もある。基準人口には、「昭和 60 年モデル人口」を用いている。

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{観 察 集 団 の 年 齢 階 級 別} \\ \text{年 齢 階 級 別 死 亡 率} \times \text{基 準 人 口} \end{array} \right\} \text{の 各 年 齢 階 級 の 総 和}}{\text{基 準 人 口 の 総 数 (昭 和 60 年 モデル人口)}} \times 1,000$$

基準人口（昭和 60 年モデル）

	基準人口		基準人口		基準人口
総数	120,287,000	30～34 歳	9,130,000	65～69 歳	4,511,000
0～4 歳	8,180,000	35～39	9,829,000	70～74	3,476,000
5～9	8,338,000	40～44	9,400,000	75～79	2,441,000
10～14	8,497,000	45～49	8,651,000	80～84	1,406,000
15～19	8,655,000	50～54	7,616,000	85 歳以上	784,000
20～24	8,814,000	55～59	6,581,000		
25～29	8,972,000	60～64	5,546,000		



ひとりで悩まないで!



こまっていることはありませんか?
あなたやあなたの身近な人にいつもと違う様子はありませんか?

悩みを抱えたとき、つらいとき、こころの病気かもしれないと思うときなどに相談できる窓口を紹介します。自分自身のことだけでなく、家族や仲間など身近な人についても相談もできます。お気軽にご相談ください。

こころとからだについての相談 相談は原則無料です（一部有料のものもあります）

相談窓口	相談日時、相談場所、内容等	所在地、連絡先
健康相談	保健師による相談（電話・面接）。面接は要予約。 月～金曜日 8時30分～17時15分 保健福祉センターやまつつじ、各振興事務所	郡上市健康福祉部健康課 TEL 67-1834 保健福祉センターやまつつじ TEL 88-4511
臨床心理士等による相談	面接による相談。要予約。 月、水曜日 9時～16時 郡上市役所本庁1F市民相談室等	郡上市健康福祉部健康課 TEL 88-4511
こころの相談	精神科医による専門相談。要予約。 原則毎月第3金曜日 13時20分～15時 各保健センター等	関保健所健康増進課保健予防担当 TEL (代) 0575-33-4011 保健福祉センターやまつつじ TEL 88-4511
医療・生活相談	精神保健福祉士、看護師などによる医療・生活相談について24時間対応(来所による登録が必要です)	地域生活支援センターすいせい 郡上市美並町白山847番地1 TEL 79-2304
労働者の健康相談	小規模事業場の事業者・労働者の健康管理全般についての相談、医師による産業保健指導、個別面接指導 月～金曜日 要予約。	岐阜県地域産業保健センター郡上支部 郡上市八幡町小野3-2-13 明鳳ビル TEL 65-5908
電話相談	◎「岐阜いのちの電話へのフリーダイヤル」 (郡上市内からの電話のみ通話料が無料) ◎「岐阜いのちの電話」 日～木曜日 19時～22時 金曜日 19時～翌日土曜日の22時 ◎「自殺予防いのちの電話」フリーダイヤル 毎月10日 20時～翌日の20時	◎岐阜いのちの電話へのフリーダイヤル TEL 0120-434-376 ◎岐阜いのちの電話(有料) TEL 058-277-4343 ◎自殺予防いのちの電話 TEL 0120-738-556

困りごとの相談機関 相談は原則無料です（一部有料のものもあります）

○ 労働問題（いじめ、ハラスメント、過重労働など）人権、女性

相談機関	日時等	所在地、連絡先
岐阜八幡労働基準監督署	月～金曜日 8時30分～17時15分	郡上市八幡町有坂 1209-2 郡上八幡地方合同庁舎 TEL 65-2101
岐阜地方法務局八幡支局	月～金曜日(面接・電話) 8時30分～17時15分	郡上市八幡町有坂 1209-2 郡上八幡地方合同庁舎 TEL 67-1411 九ヶヶ 0570-003-110
岐阜県女性相談センター	電話相談 月～金曜日 9時～21時 土・日・祝 9時～12時 13時～17時 面接相談 月～金曜日 9時～17時	岐阜市下奈良2丁目2-1 TEL 058-274-7377

○ 多重債務・消費生活(訪問販売、通信販売)の問題について

相談機関	内容、日時、相談場所等	所在地、連絡先
社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会	無料法律相談(月初めより予約開始) 原則毎月第3火曜日 13時～17時(相談時間は原則30分) 各振興事務所等	郡上市大和町徳永585番地 TEL 88-9988
郡上警察署	警察安全相談 月～金曜日 8時30分～17時15分	郡上市八幡町中坪3丁目3-1 TEL 67-0110
郡上市役所総務部総務課 消費生活相談窓口	月～金曜日 8時30分～17時15分	郡上市八幡町島谷228番地 TEL 67-1832
岐阜県 県民生活相談センター	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時 土曜日 9時～17時(電話のみ)	岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館1棟5階 TEL 058-277-1003
岐阜県弁護士会	受付時間 平日 9時～17時 毎週木曜日 13時～16時 (相談は有料。5000円+消費税/30分) 郡上市総合文化センター第4会議室	岐阜市端詰町22 TEL 058-265-0020
岐阜県司法書士会	受付時間 平日 13時～16時 原則毎月最終金曜日18時30分～21時30分 (相談は無料。相談時間は原則30分) 郡上市総合文化センター	岐阜市金竜町5丁目10-1 TEL 058-248-1715

○ 高齢者介護・子どもの問題、生活困窮者、障がい者、その他

相談機関	日時等	所在地、連絡先
郡上市地域包括支援センター	高齢者相談 月～金曜日 8時30分～17時15分	郡上市八幡町島谷228番地 TEL 67-0008
郡上市役所健康福祉部 児童家庭課	家庭、子どもの相談 月～金曜日 8時30分～17時15分	郡上市八幡町島谷228番地 TEL 67-1817
社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会	心配ごと相談を市内各地区で実施 (お電話にて確認してください)	郡上市大和町徳永585番地 TEL 88-9988
岐阜県 中濃子ども相談センター	子どもの相談 月～金曜日 8時30分～17時15分	美濃加茂市古井町下古井2610-1 TEL(代)0574-25-3111
社会福祉法人郡上市社会福祉協議会 ふくし相談支援センター	生活困窮者等の自立支援 月～金曜日 9時～17時	郡上市大和町徳永585番地 TEL 88-9988
NPO法人 生活支援ネット・ぐじょう	障がい者や家族の相談 火～土曜日 9時30分～17時30分	郡上市大和町剣1番地 TEL 090-4117-5212

郡上市内のこころの医療機関 相談は有料です

名称	電話	所在地
慈恵中央病院 精神科・心療内科・内科	79-2030	郡上市美並町大原1番地1
郡上市民病院 心療内科・精神科	67-1611	郡上市八幡町島谷1261番地

<実態把握調査一部抜粋>

健康福祉に関する質問です。質問に従ってお答えください。

当てはまるところに○又は数字を記入してください。

● 性別 1. 男性 2. 女性 ● 年齢 (歳)

生活満足度・健康感についておたずねします。

問1. 現在、あなたは生活全般に満足していますか？(○は1つ)

1. 満足している 2. まあ満足している 3. どちらかといえば不満である 4. 不満である

問2. 生活における満足感を判断する際に、重視した事項は何ですか？次の中から

あてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. 家計の状況(所得・消費) 2. 就業状況(仕事の有無・安定) 3. 健康状況
4. 自由な時間 5. 充実した余暇 6. 仕事の充実度 7. 精神的なゆとり
8. 趣味、社会貢献などの生きがい 9. 家族関係 10. 友人関係
11. 職場の人間関係 12. 地域コミュニティとの関係

アルコールについておたずねします。

問38. あなたはお酒を飲みますか？(○は1つ)

1. 飲む(たまにしか飲まない場合も含む) 2. 以前は飲んだが、今は飲まない
3. 今まで、ほとんど飲んだことがない

問38-1 「1. 飲む」と答えた方におたずねします。ここ1年間の宴会等のない日常的な1日の飲酒量の合計は日本酒に換算するとどれくらいですか？

()合

お酒1合は、ビール大ビンなら1本、350ml 缶ビールなら2本、焼酎なら0.6合(コップ2/3)、ワインなら200ml、ウイスキーシングルなら2杯に相当します。

問38-2 「1. 飲む」と答えた方におたずねします。どれくらいの頻度で飲んでいきますか？(○は1つ)

1. ほとんど毎日 2. 週に3~4回 3. 週に1~2回
4. 月に1~2回 5. 月に1回より少ない

問39. あなたの思う、1日に飲むお酒の適量は、日本酒で何合くらいだと思いますか？

日本酒に換算してお答えください。(○は1つ)

1. 1合未満 2. 1合 3. 2合 4. 3合 5. 4合以上

後期郡上市いのち支え合い（自殺対策）行動計画

平成28年 月

編集・発行／ 郡上市健康福祉部健康課

〒501-4292 郡上市八幡町島谷228番地

TEL 0575-67-1834

FAX 0575-66-0157